

基礎データ集

目次

全体

| | |
|--|----|
| 全体① 若年層の負担と給付の現状 | 1 |
| 全体② 家計に占める教育費負担 | 2 |
| 全体③ 世帯年収に占める在学費用の割合 | 3 |
| 全体④ 大学卒業までにかかる教育費 | 4 |
| 全体⑤ 子ども一人当たりの学習費総額（幼稚園～高等学校） | 5 |
| 全体⑥ 学生一人当たりの学費・生活費 | 6 |
| 全体⑦ 教育費公財政支出の国際比較 | 7 |
| 全体⑧ 教育費の公私負担割合の国際比較 | 8 |
| 全体⑨ 教育費の公私負担割合の国際比較② | 9 |
| 【参考】「経済危機対策」(平成21年4月10日 政府・与党決定)における教育費負担の軽減措置 | 10 |

既存の施策について

| | |
|-------------------------|----|
| 幼稚園就園奨励費補助について | 11 |
| 就学援助について | 12 |
| 高校生に対する授業料の減免等について | 13 |
| 大学生・大学院生に対する授業料の減免等について | 14 |
| 大学院生への給与型の経済的支援（TA・RA） | 15 |

幼児教育

| | |
|----------------------------|----|
| 幼児教育① 幼児教育の位置づけ | 16 |
| 幼児教育② 幼児教育の無償化に向けた検討 | 17 |
| 幼児教育③ 諸外国における幼児教育の無償化に係る動き | 21 |
| 幼児教育④ 教育費負担に関する国民の意識調査結果 | 22 |

小学校・中学校

| | |
|--|----|
| 小学校・中学校① 就学援助の状況 | 24 |
| 小学校・中学校② 教育支出や世帯所得と学力との関係 | 25 |
| 小学校・中学校③ 就学援助と学力との関係 | 26 |
| 小学校・中学校④ 生徒の社会経済文化的背景と学力との関係（PISA2003） | 27 |

高校

| | |
|------------------------|----|
| 高校① 親の収入等と高校卒業後の進路について | 28 |
| 高校② 私立高等学校等の授業料滞納状況 | 29 |

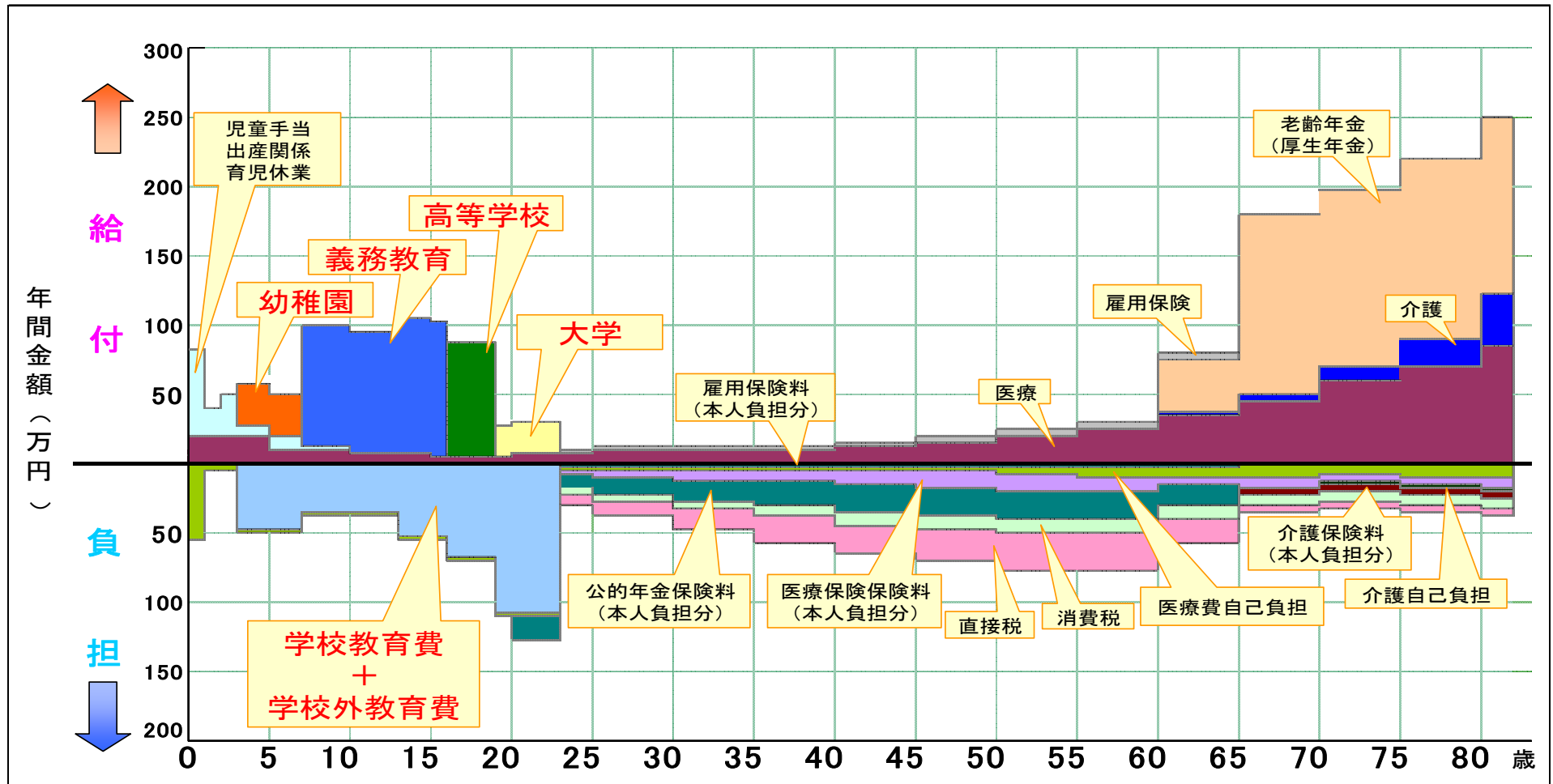
大学

| | |
|-------------------------------|----|
| 大学・大学院① 大学授業料 | 30 |
| 大学・大学院② 諸外国における高等教育の授業料等に係る動き | 31 |
| 大学・大学院③ 日本学生支援機構奨学金貸与事業の推移 | 32 |
| 大学・大学院④ 学部学生への経済的支援の欧米との比較 | 33 |
| 大学・大学院⑤ 大学等の授業料滞納等の状況 | 34 |
| 大学・大学院⑥ 大学院生に対する経済的支援について | 35 |

全体① 若年層の負担と給付の現状

高齢者と比べて、子ども、若者への給付は手薄である一方、負担は重い
(特に幼児教育、高等教育)

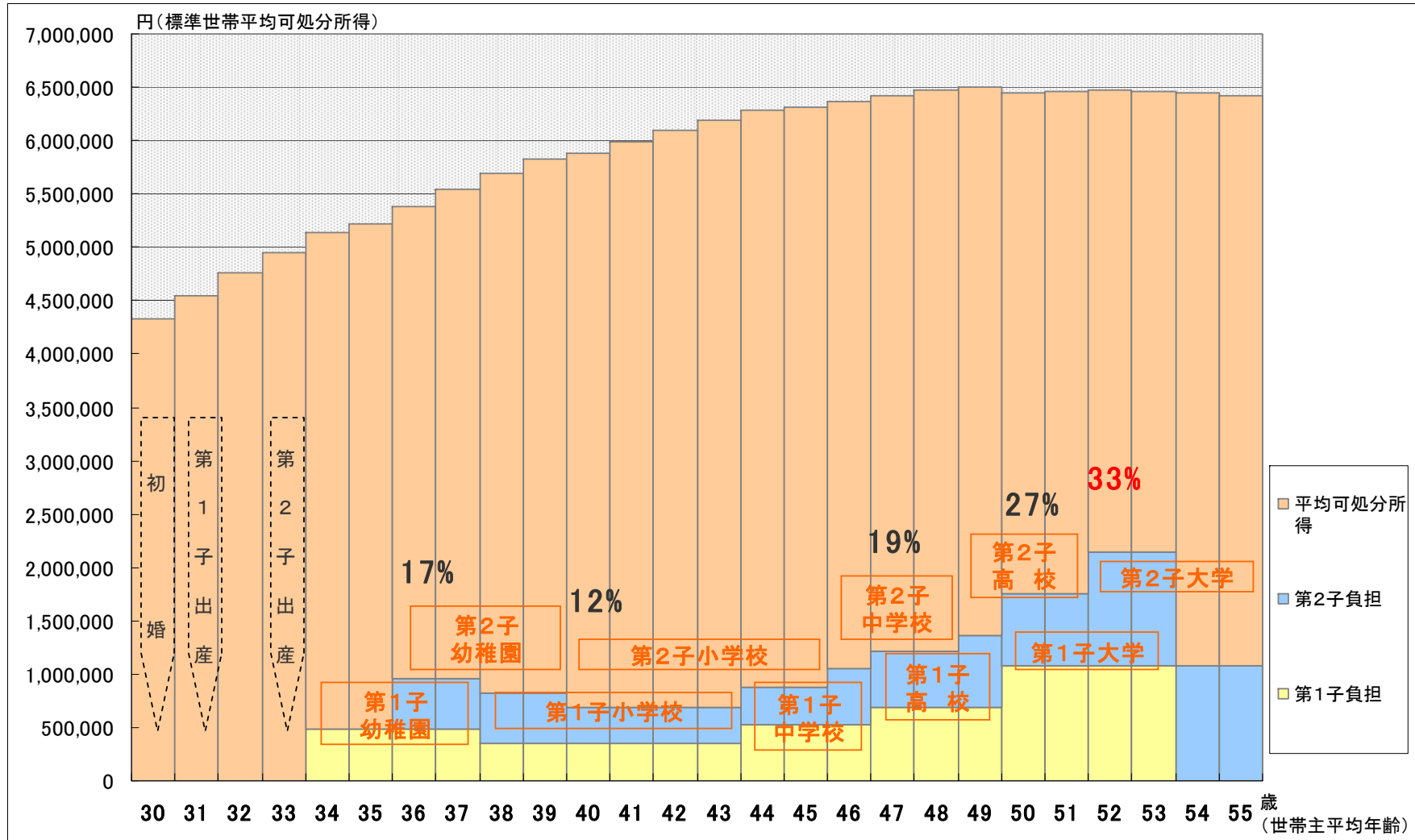
○ 一人の生涯から見た「社会保障」の給付と負担の姿



(平成21年4月17日教育再生懇談会 廣井良典委員(千葉大学教授)配付資料)

全体② 家計に占める教育費負担

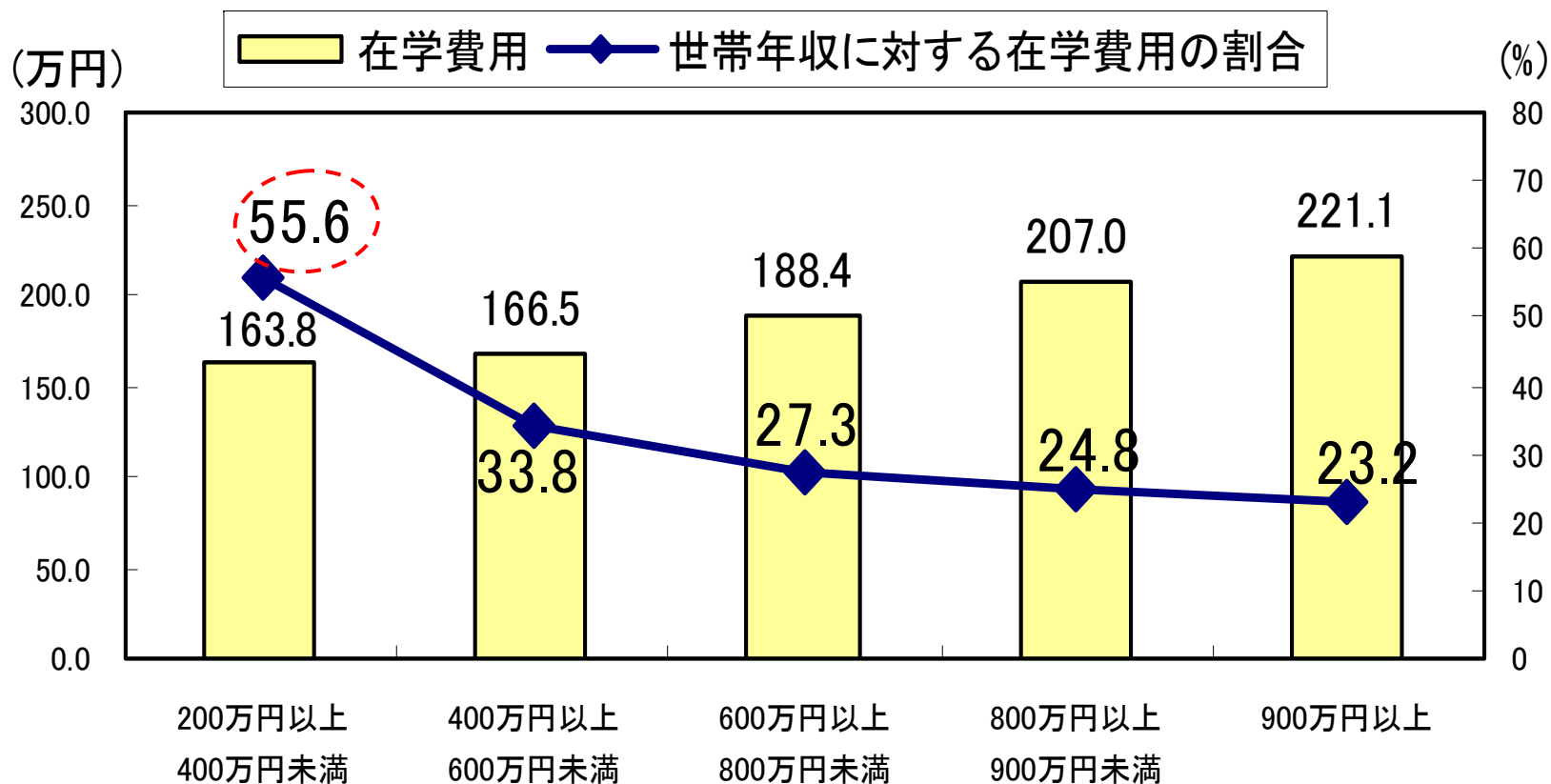
子供二人が同時に大学教育を受けた場合、その費用負担は可処分所得の約1/3を占める



全体③ 世帯年収に占める在学費用の割合

特に低所得者層において教育費負担が重く押し掛かっている

○年収階級別にみた世帯の在学費用と世帯年収に対する在学費用の割合



(小学校以上に在学中の子供全員にかかる在学費用と、その年収に対する割合)

※日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査」(平成20年)より

全体④ 大学卒業までにかかる教育費

大学卒業までにかかる平均的な教育費は、全て国公立でも約900万円。全て私立だと約2300万円に上る

| 区 分 | 学 習 費 等 (※1) 総 額 | | | | 大 学 (※2) | 合 計 |
|---------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------------|
| | 幼 稚 園 | 小 学 校 | 中 学 校 | 高 等 学 校 | | |
| ケース 1 (高校まで公立、 大学のみ国立) | 729,962 (公立) | 2,003,070 (公立) | 1,414,387 (公立) | 1,561,758 (公立) | 2,933,400 (国立) | 8,642,577 (公→公→公→公→国) |
| ケース 2 (すべて公立) | 729,962 (公立) | 2,003,070 (公立) | 1,414,387 (公立) | 1,561,758 (公立) | 3,097,027 (公立) | 8,806,204 (公→公→公→公→公) |
| ケース 3 (幼稚園及び大学は 私立、他は公立) | 1,611,457 (私立) | 2,003,070 (公立) | 1,414,387 (公立) | 1,561,758 (公立) | 5,799,058 (私立) | 12,389,730 (私→公→公→公→私) |
| ケース 4 (小学校及び中学校 は公立、他は私立) | 1,611,457 (私立) | 2,003,070 (公立) | 1,414,387 (公立) | 3,131,439 (私立) | 5,799,058 (私立) | 13,959,411 (私→公→公→私→私) |
| ケース 5 (小学校だけ公立) | 1,611,457 (私立) | 2,003,070 (公立) | 3,800,593 (私立) | 3,131,439 (私立) | 5,799,058 (私立) | 16,345,617 (私→公→私→私→私) |
| ケース 6 (すべて私立) | 1,611,457 (私立) | 8,240,327 (私立) | 3,800,593 (私立) | 3,131,439 (私立) | 5,799,058 (私立) | 22,582,874 (私→私→私→私→私) |

幼稚園～高等学校については文部科学省「平成18年度子どもの学習費調査報告書」に基づいて作成
大学については独立行政法人日本学生支援機構「平成18年度学生生活調査報告」に基づいて作成

(単位:円)

※1 「学習費等」には授業料などの学校教育費や学校給食費、学校外活動費が含まれる

※2 授業料その他の学校納付金や通学費等が含まれる

全体⑤ 子ども一人当たりの学習費総額(幼稚園～高等学校)

子どもの教育には、授業料以外にも多くの費用が必要。私立学校の場合、授業料が大きな負担となっている。

| 区 分 | 幼 稚 園 | | 小 学 校 | | 中 学 校 | | 高等学校(全日制) | |
|-----------------|---------|---------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|
| | 公 立 | 私 立 | 公 立 | 私 立 | 公 立 | 私 立 | 公 立 | 私 立 |
| 学習費総額 | 251,324 | 538,406 | 334,134 | 1,373,184 | 471,752 | 1,269,391 | 520,503 | 1,045,234 |
| 学校教育費 | 133,346 | 368,392 | 56,655 | 780,001 | 133,183 | 957,893 | 343,922 | 785,289 |
| 授業料 | 74,446 | 243,267 | 0 | 396,119 | 0 | 410,918 | 112,296 | 323,652 |
| 修学旅行・遠足・見学費 | 2,515 | 3,569 | 6,422 | 32,684 | 25,317 | 65,462 | 32,519 | 53,723 |
| 学級・児童会・生徒会費 | 3,799 | 185 | 4,354 | 10,474 | 4,942 | 8,347 | 13,469 | 12,816 |
| PTA会費 | 5,105 | 4,640 | 3,041 | 11,538 | 3,962 | 12,242 | 7,884 | 10,899 |
| その他の学校納付金 | 6,546 | 48,424 | 1,240 | 174,896 | 6,615 | 223,592 | 26,414 | 190,832 |
| 寄付金 | 97 | 181 | 277 | 20,596 | 92 | 6,210 | 398 | 1,796 |
| 教科書費・教科書以外の図書費 | 1,567 | 2,046 | 1,459 | 3,828 | 3,832 | 11,711 | 17,943 | 19,033 |
| 学用品・実験実習材料費 | 9,623 | 12,959 | 17,181 | 25,659 | 20,850 | 26,814 | 18,625 | 18,381 |
| 教科外活動費 | 781 | 3,014 | 2,550 | 9,790 | 26,497 | 49,354 | 34,648 | 41,869 |
| 通学費 | 4,807 | 19,209 | 1,414 | 37,680 | 6,918 | 75,969 | 44,561 | 67,236 |
| 制服 | 4,540 | 8,318 | 3,188 | 29,803 | 20,161 | 45,771 | 21,308 | 28,992 |
| 通学用品費 | 11,133 | 12,617 | 11,367 | 17,134 | 9,740 | 14,176 | 8,935 | 9,656 |
| その他 | 8,387 | 9,963 | 4,162 | 9,800 | 4,257 | 7,327 | 4,922 | 6,404 |
| 学校給食費 | 14,390 | 25,153 | 40,937 | 30,843 | 36,563 | 7,254 | | |
| 学校外活動費 | 103,588 | 144,861 | 236,542 | 562,340 | 302,006 | 304,244 | 176,581 | 259,945 |
| 補助学習費 | 36,752 | 48,385 | 102,178 | 292,829 | 235,941 | 193,601 | 136,655 | 210,444 |
| 家庭内学習費 | 21,278 | 22,190 | 23,795 | 50,181 | 21,436 | 34,646 | 22,212 | 27,681 |
| 家庭教師費等 | 4,171 | 4,874 | 14,702 | 39,128 | 32,052 | 34,543 | 20,418 | 22,570 |
| 学習塾費 | 10,640 | 20,096 | 61,622 | 196,130 | 176,030 | 118,499 | 79,128 | 144,389 |
| その他 | 663 | 1,225 | 2,059 | 7,390 | 6,423 | 5,913 | 14,897 | 15,804 |
| その他の学校外活動費 | 66,836 | 96,476 | 134,364 | 269,511 | 66,065 | 110,643 | 39,926 | 49,501 |
| 体験活動・地域活動 | 1,804 | 4,347 | 5,273 | 22,954 | 3,999 | 10,654 | 3,913 | 5,108 |
| 芸術文化活動 | 21,281 | 31,169 | 46,002 | 110,260 | 27,924 | 47,170 | 13,490 | 16,658 |
| スポーツ・レクリエーション活動 | 23,418 | 35,836 | 50,529 | 70,955 | 19,227 | 21,872 | 6,992 | 7,630 |
| 教養・その他 | 20,333 | 25,124 | 32,560 | 65,342 | 14,915 | 30,947 | 15,531 | 20,105 |

(注1)保護者が子どもの学校教育及び学校外活動のための支出した経費 (注2)平成18年度の幼児・児童・生徒一人当たりの年間平均額
文部科学省「平成18年度子どもの学習費調査報告書」

全体⑥ 学生一人当たりの学費・生活費

学生一人当たりの学費・生活費は、約190万円。学生への給付額は世帯収入の17.6%に上る。(学部段階)

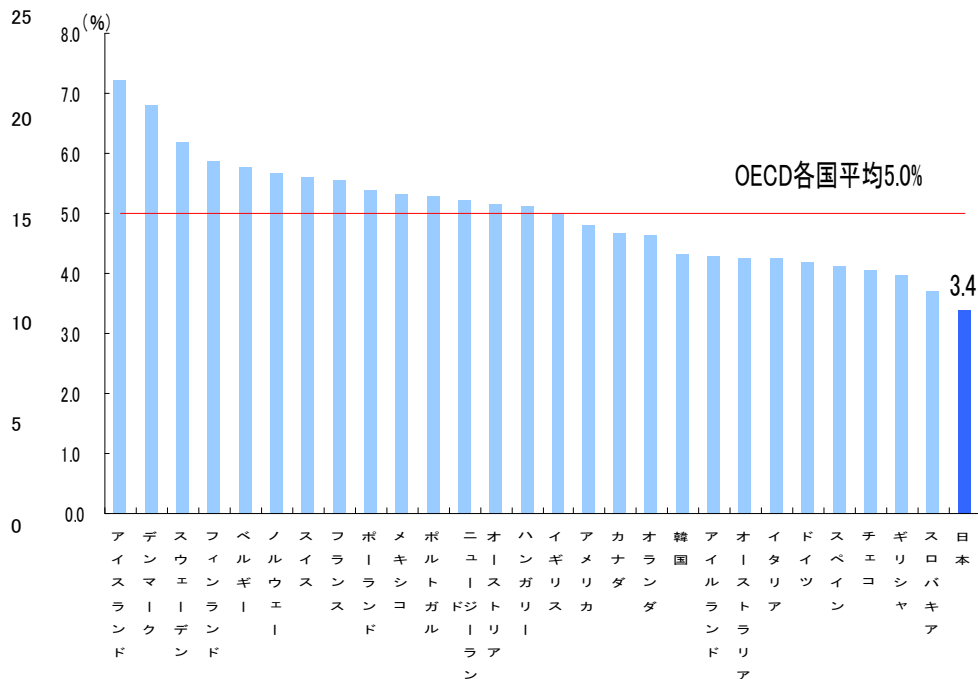
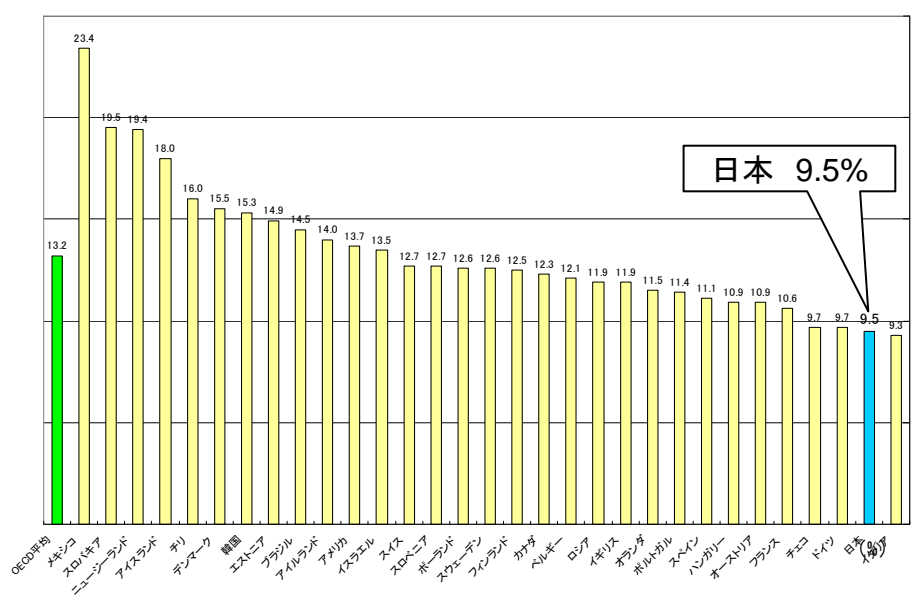
| 区 分 | | | 学 費 | | | 生 活 費 | | | 合 計 | 家庭から学生への給付額(A) |
|-------------|---------------------------------|----|--------------|---------------|-----------|-----------|----------------------|-----------|-----------|---------------------------------------|
| | | | 授業料その他の学校納付金 | 修学費、課外活動費、通学費 | 小 計 | 食費、住居・光熱費 | 保健衛生費、娯楽・嗜好費、その他の日常費 | 小 計 | | |
| 大学 学部 | 昼 間 部 | 国立 | 512,700 | 141,400 | 654,100 | 566,400 | 280,400 | 846,800 | 1,500,900 | 1,496,300 8,460,000 (17.6%) |
| | | 公立 | 523,500 | 142,000 | 665,500 | 456,100 | 274,600 | 730,700 | 1,396,200 | |
| | | 私立 | 1,153,900 | 169,300 | 1,323,200 | 390,800 | 303,200 | 694,000 | 2,017,200 | |
| | | 平均 | 1,008,400 | 162,900 | 1,171,300 | 426,000 | 297,800 | 723,800 | 1,895,100 | |
| 大 学 院 | 修 士 課 程 | 国立 | 502,500 | 143,800 | 646,300 | 680,700 | 315,600 | 996,300 | 1,642,600 | 1,060,900 7,980,000 (13.2%) |
| | | 公立 | 521,300 | 177,600 | 698,900 | 533,600 | 310,000 | 843,600 | 1,542,500 | |
| | | 私立 | 899,800 | 191,900 | 1,091,700 | 521,600 | 338,100 | 859,700 | 1,951,400 | |
| | | 平均 | 648,400 | 163,300 | 811,700 | 614,600 | 323,500 | 938,100 | 1,749,800 | |
| | 博 士 課 程 | 国立 | 467,100 | 254,800 | 721,900 | 851,800 | 443,200 | 1,295,000 | 2,016,900 | 521,200 7,780,000 (6.6%) |
| | | 公立 | 497,700 | 297,000 | 794,700 | 687,400 | 471,400 | 1,158,800 | 1,953,500 | |
| | | 私立 | 723,700 | 326,500 | 1,050,200 | 747,600 | 502,500 | 1,250,100 | 2,300,300 | |
| | | 平均 | 530,100 | 274,100 | 804,200 | 818,400 | 458,800 | 1,277,200 | 2,081,400 | |
| | 専 門 職 学 位 課 程 | 国立 | 693,200 | 215,700 | 908,900 | 729,200 | 363,000 | 1,092,200 | 2,001,100 | 1,139,500 8,530,000 (13.3%) |
| | | 公立 | 615,200 | 226,000 | 841,200 | 485,000 | 366,800 | 851,800 | 1,693,000 | |
| | | 私立 | 1,283,300 | 246,900 | 1,530,200 | 574,800 | 361,900 | 936,700 | 2,466,900 | |
| | | 平均 | 1,085,700 | 236,700 | 1,322,400 | 621,300 | 362,300 | 983,600 | 2,306,000 | |

全体⑦ 教育費公財政支出の国際比較

対GDP比でも、一般政府総支出比でも、教育費の割合は、国際的に低位

○各国の政府支出に占める教育支出の割合

○教育費公財政支出の対GDP比の現状



※OECD「図表でみる教育～OECDインディケーター2008」より作成

全体⑧ 教育費の公私負担割合の国際比較

諸外国と比べ、わが国では、特に就学前・高等教育において、家計負担の重さが突出。

| | 就学前教育 | | | 初等中等教育 | | | 高等教育 | | |
|--------|-----------|------|-------------|-----------|------|------|-----------|------|-------------|
| | 公財政 支出 | 私費負担 | | 公財政 支出 | 私費負担 | | 公財政 支出 | 私費負担 | |
| | | 私費計 | うち家計 | | 私費計 | うち家計 | | 私費計 | うち家計 |
| 日本 | 44.3 | 55.7 | 38.4 | 90.1 | 9.9 | 7.6 | 33.7 | 66.3 | 53.4 |
| アメリカ | 76.2 | 23.8 | x | 91.0 | 9.0 | x | 34.7 | 65.3 | 36.1 |
| イギリス | 92.9 | 7.1 | 7.1 | 83.0 | 17.0 | 13.1 | 66.9 | 33.1 | 24.6 |
| フランス | 95.5 | 4.5 | 4.5 | 92.5 | 7.5 | 6.2 | 83.6 | 16.4 | 10.3 |
| ドイツ | 72.1 | 27.9 | x | 81.8 | 18.2 | 2.1 | 85.3 | 14.7 | x |
| OECD平均 | 80.2 | 19.8 | — | 91.5 | 8.5 | — | 73.1 | 26.9 | — |

(OECDインディケータ(2008年版)に基づいて作成)

全体⑨ 教育費の公私負担割合の国際比較②

子どもの数を考慮しても、わが国の教育公財政支出は少ない

- わが国は、諸外国と比べて、確かに生徒数の数が少ない。

| | 日本 | アメリカ | イギリス | フランス | ドイツ | G5平均 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総人口に占める 児童生徒数の割合 | 11.2% | 18.7% | 16.1% | 15.1% | 14.1% | 15.0% |
| 総人口に占める 高等教育人口の割合 | 2.3% | 3.6% | 2.5% | 3.6% | 2.4% | 2.9% |

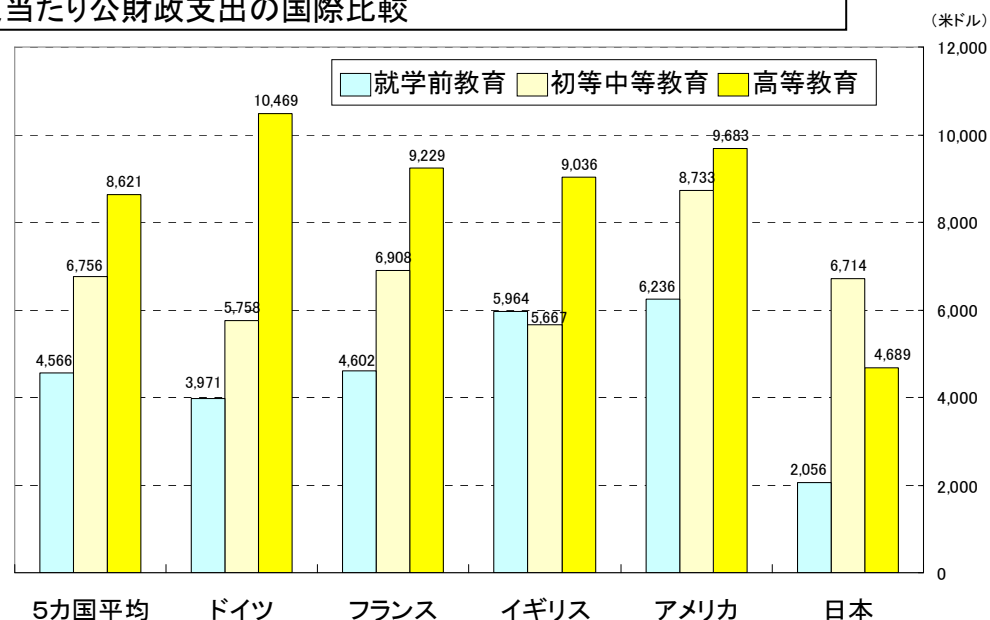
(文部科学省『教育指標の国際比較』(平成20年版)に基づいて作成)

- それでは、「一人当たり公財政教育支出」を比べてみてはどうか。
(※一人当たりで比べれば、子どもの数の影響を受けずに比較することが可能)
- ところが、「一人当たり」で比較しても、就学前教育と高等教育段階においてわが国の公財政支出の少なさが顕著。初等中等教育段階においても、先進5カ国の平均を下回る。

教育に係る一人当たり公財政支出の国際比較

(単位:購買力平価米ドル【1ドル=130円】)

| | 就学前教育 | 初等中等教育 | 高等教育 |
|------|-------|--------|--------|
| 日本 | 2,056 | 6,714 | 4,689 |
| アメリカ | 6,236 | 8,732 | 9,683 |
| イギリス | 5,964 | 5,666 | 9,036 |
| フランス | 4,602 | 6,909 | 9,318 |
| ドイツ | 3,971 | 5,758 | 10,616 |
| G5平均 | 4,566 | 6,756 | 8,668 |



OECDが「Education at a Glance 2008」作成のために収集したデータを元に文部科学省が推計。教育機関に対する公財政支出(購買力平価により調整)を在学者数で除したものを。

【参考】「経済危機対策」(平成21年4月10日 政府・与党決定)における教育費負担の軽減措置

| 区 分 | | 補 正 予 算 に よ る 対 応 | | | 現 状 |
|------|--------|---|-----|-----|--|
| | | 私 立 | 公 立 | 国 立 | |
| 高等教育 | 授業料減免 | 出資金を活用した無利子融資枠の創設 〔日本私立学校振興・共済事業団出資金 110億円〕 | — | — | 私立大学経常費補助:25億円 公立大学:地方財政措置 国立大学:運営費交付金の算定において考慮 ※H19実績 〔免除実績額:269億円 免除者数:8万人〕 |
| | 奨学金 | 家計急変学生に対する緊急採用奨学金の貸与人員を倍増(8,000人) 15億円 返還困難者に対して、10万人まで返還猶予が可能になるよう対応 10億円 | | | (無利子奨学金事業)貸与人員 34.4万人 (うち緊急採用 0.4万人) (有利子奨学金事業)貸与人員 80.4万人 ※H19実績 〔大学学部 80.6万人 大学院(修士:7.1万人、博士1.6万人)〕 |
| 高等学校 | 授業料減免 | 国:新たな交付金 486億円 都道府県:基金の設置 | — | — | 〔私立〕 都道府県 258億円(H19実績) (うち国庫補助 6.8億円) H21~ 地財措置 20億円 〔公立〕 地財措置で考慮(H19実績 22.4万人(9.7%)225億円) H19実績 17.1万人 (15.5%) |
| | 奨学金 | 今後3年間で家計急変等により修学困難になると見込まれる高校生(のべ約21万人)への経済的支援(授業料減免(私立)、奨学金) | | | H17年度より、10~15年間で総額2,000億円程度の資金を都道府県に交付 (H19実績 15.2万人(4.5%) 440億円) |
| 義務教育 | 就学援助 | 地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称) 約250億円 | | | 要保護者:国の補助事業として実施 準要保護者:H17より市町村事業として実施 〔H19実績〕 就学援助費総額:921億円(地財措置 281.5億円) 〔要保護児童生徒数:13.2万人 準要保護児童生徒数:128.9万人〕 |
| 幼稚園 | 就園奨励事業 | 地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称) 約50億円 (経済悪化に伴う人員の増など) | | | 保育料(全国平均 294,000円)について一定の所得額以下の世帯に所得額に応じた就園奨励費を支給 (第2子以降保護者負担軽減) 第1子 1.0(約14万円) 第2子(同時就園) 0.5(半額 約7万円) 第2子(小1~3) 0.9(約12万円) 第3子 0.0(無償) |

幼稚園就園奨励費補助について

(対前年度)

21年度予算額 20,397百万円(+1,185百万円)

20年度予算額 19,212百万円

事業の概要

保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図ることを目的として、保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、国が所要経費の一部を補助する。(補助率：1/3以内)

21年度予算のポイント

○対前年度予算額 **11億9千万円増額** ⇒ 予算額総額204億円

○対象園児1人当たりになると **平均4,700円増額**(年額)

具体的な改善の内容

(1) 私立幼稚園の補助単価の引き上げ【5%増】

保護者負担の一層の軽減等を図るため、私立幼稚園における補助単価を引き上げる。

| | |
|--|-------------------------------|
| I 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯 | 146,200円 → 153,500円 (7,300円増) |
| II 市町村民税所得割非課税世帯 (年収290万円以下) | 110,800円 → 116,300円 (5,500円増) |
| III 市町村民税所得割課税額(34,500円以下) (年収360万円以下) | 84,200円 → 88,400円 (4,200円増) |
| IV 市町村民税所得割課税額(183,000円以下) (年収680万円以下) | 59,200円 → 62,200円 (3,000円増) |

※保育料から補助単価を差し引いた額が保護者の実負担額(保育料の全国平均は294,000円)
※年収は夫婦と子ども2人の場合を参考までに掲げている。

(2) 第2子以降の保護者負担の軽減

| | |
|------------|-----------------------|
| ○ 兄・姉が幼稚園児 | |
| 第2子 | 0.7 → 0.5 (半額) |
| 第3子以降 | 0.2 → 0.0 (無償) |
| ○ 兄・姉が小1~3 | |
| 第2子 | 0.9 → 0.9 |
| 第3子以降 | 0.8 → 0.0 (無償) |

※第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合の第2子以降の保護者負担割合

就学援助について

1. 就学援助の実施主体は市町村

「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」【学校教育法第19条】

2. 就学援助の対象は要保護者及び準要保護者

(1) 要保護者・・・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（平成19年度 約13万人）

(2) 準要保護者・・・市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者 【認定基準は各市町村が規定】（平成19年度 約129万人）

※平成19年度要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助総額 約921億円（生活保護法における教育扶助給付額を除く）

3. 国は市町村に対して補助（現在は要保護者分のみ）

(1) 要保護者・・・市町村が要保護者に対して就学援助を行う場合、これに要する経費の1/2を国が補助【補助の根拠法】 就学援助法、学校給食法、学校保健法

①補助対象品目

・学用品費 ・体育実技用具費 ・新入学児童生徒学用品費等 ・通学用品費 ・通学費
・修学旅行費 ・校外活動費 ・医療費 ・学校給食費

②21年度予算額 728, 110千円
(20年度予算額 713, 609千円)

(2) 準要保護者・・・準要保護者に対する就学援助については、平成17年度より、国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、市町村が単独で実施

高校生に対する授業料の減免等について

1. 高等学校の授業料の減免

(1) 公立(都道府県立)高等学校

全都道府県において実施(地方財政上、基準財政需要額に減免措置を考慮)【地方交付税により措置】

| | 減免者総数(減免率) | 免除額 |
|------------|---------------|--------|
| 平成19年度(実績) | 約22万4千人(9.7%) | 約225億円 |

(注) 減免率：都道府県立高等学校全生徒数に占める減免者数

(2) 私立高等学校

全都道府県において、経済的理由による授業料減免を行う私立高等学校に対する補助を実施

【私学助成により措置】

(都道府県が家計急変や生活保護を要件として補助した場合、国が都道府県の補助額の2分の1以内を補助)

| | 対象高校生数(減免率) | 都道府県による補助額 |
|------------|----------------|------------|
| 平成19年度(実績) | 約17万1千人(15.5%) | 約258億円 |
| <うち国庫補助分> | <約6千人> | <約5億5千万円> |

(注1) 減免率：私立高等学校全生徒数に占める都道府県補助の対象高校生数

(注2) 国庫補助分：都道府県から申請のあった国庫補助対象の高校生数と国庫補助額

- ・ 上記の他、地方交付税、地域活性化・生活対策臨時交付金により財源措置

2. 高校生に対する奨学金事業

奨学金事業については、全都道府県において実施。日本学生支援機構(旧日本育英会)が実施してきた高校奨学金事業は、平成17年度以降の入学者から順次、都道府県に移管。

<都道府県と日本学生支援機構の合計>

| | 貸与人数(貸与率) | 貸与額 |
|------------|---------------|--------|
| 平成19年度(実績) | 約15万2千人(4.5%) | 約440億円 |

(注) 貸与率：全生徒数に占める奨学金貸与人員

大学生・大学院生に対する授業料の減免等について

1. 大学・大学院の授業料減免

(1) 国立大学の授業料減免等について

国は経済的理由により、授業料等の納付が困難な者に対する授業料減免措置制度を設け、運営費交付金の算定において考慮。
(平成19年度実績)

| のべ人数 | 実人数 | 一人当たり月額 |
|--------|-----|----------------------------------|
| 13万2千人 | 8万人 | 全額免除の場合: 4.5万円 半額免除の場合: 2.2万円 |

(注) 1. 実人数は平成18年度から調査を実施。2. のべ人数は、前期、後期それぞれの免除者数の合計。3. 学校数は、平成19年度に減じたのは大学の統合によるもの。
4. 一人当たり月額は学部(昼間)、大学院(法科大学院を除く)の標準額を基に算定。

(2) 私立大学の授業料免除等について(私立大学等経常費補助金交付実績)

平成18年度より、私立大学等において、経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免事業等へ支援。
(平成20年度実績)

| のべ人数 | 実人数 | 一人当たり月額 |
|-------|-----|---|
| 2万1千人 | - | 一人当たり月額: 2.4万円 (・授業料減免の場合: 2.8万円 ・給付制奨学金の場合: 2.6万円 ・教育ローンの利子補給: 0.3万円) |

(注) 1. 私立大学の数値は国の補助による数値のみ計上しており、大学独自のものは除く。2. のべ人数は、国庫補助を活用した授業料免除及び独自の奨学金等の対象者の合計。
3. 国は事業費の1/2以内を補助。

2. 学生等に対する奨学金事業

教育の機会均等及び人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある学生等を支援するため、日本学生支援機構において奨学金事業を実施。
(平成19年度実績)

| 貸与総人数 | 貸与総額 |
|--------|---------|
| 89.2万人 | 7,067億円 |

大学院生への給与型の経済的支援(TA・RA)

ティーチング・アシスタント(TA)

1. 概要

優秀な大学院学生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する助言や実験、実習等の教育補助業務を行わせ、大学院学生が将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供を図るとともに、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的とする。

2. 対象者

大学院に在籍する学生

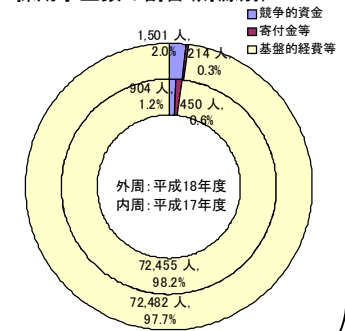
3. 支給額の目安

一人当たり月額4.3万円(平成15年度国立学校特別会計)

4. 受給者数

7.4万人(平成18年度実績)

※TA採用学生数の割合(財源別)



※TA採用学生数の割合(平成18年度)

| | TA採用学生数 | 全在学者数 | 割合 |
|-------------|---------|---------|-------|
| 修士課程 | 57,720 | 165,525 | 34.9% |
| 博士課程 | 16,299 | 75,365 | 21.6% |
| 専門職 学位課程 | 178 | 20,159 | 0.9% |
| 合計 | 74,197 | 261,049 | 28.4% |

リサーチ・アシスタント(RA)

1. 概要

大学等が行う研究プロジェクト等に、教育的配慮の下に、優秀な大学院学生等を研究補助者として参画させ、若手研究者としての研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的とする。

2. 対象者

大学院に在籍する学生(主に博士課程)等

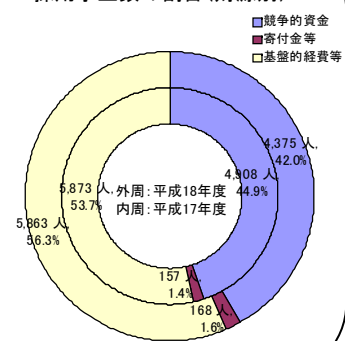
3. 支給額の目安

一人当たり月額10.3万円(平成19年度グローバルCOE採択拠点の平均値)

4. 受給者数

1.0万人(平成18年度実績)

※RA採用学生数の割合(財源別)



※RA採用学生数の割合(平成18年度)

| | RA採用学生数 | 全在学者数 | 割合 |
|-------------|---------|---------|-------|
| 修士課程 | 226 | 165,525 | 0.1% |
| 博士課程 | 10,165 | 75,365 | 13.5% |
| 専門職 学位課程 | 15 | 20,159 | 0.1% |
| 合計 | 10,406 | 261,049 | 4.0% |

【参考】米国における大学院学生に対する経済的支援の状況

◎米国における制度・財源別支援状況(2005年(平成17年))

(※科学及び工学分野のフルタイム大学院学生を対象)

| 財源 | 大学院 学生数 | フェロー シップ | トレーニ ング シップ | リサーチ アシスタント | ティーチング アシスタント | その他 | 自己負担 |
|--------|---------------------|------------------|-------------------|--------------------|-------------------|------------------|--------------------|
| 連邦政府 | 83832 (20.6%) | 8347 (2.1%) | 9725 (2.4%) | 58199 (14.3%) | 1619 (0.4%) | 5942 (1.5%) | - |
| 大学・州など | 183401 (45.1%) | 28140 (6.9%) | 4797 (1.2%) | 56052 (13.8%) | 72657 (17.9%) | 21755 (5.4%) | - |
| 合計 | 406,653 (100.0%) | 36,487 (9.0%) | 14,522 (3.6%) | 114,251 (28.1%) | 74,276 (18.3%) | 27,697 (6.8%) | 139,420 (34.3%) |

(参考)

- 米国における大学の授業料(2004年度平均年額)
国立大学 約57万円 私立大学 約213万円
- RAへの給付額(2003-2004年 コロンビア大学の例)
生物学 約270万円 機械工学 約180万円

(※支給額の目安は、一般的な状況を示したものであり、それぞれの制度において保証されているわけではない。)

(出典: NSF, Science&Engineering Indicator 2008, Appendix table 2-7)

支給額の目安

授業料+生活費相当額
(給付型)40.7%

授業料+α
(給付型)

幼児教育① 幼児教育の位置づけ

幼児教育は生涯にわたる人格形成及び基礎教育の基礎を培うものとして位置付け

○ 教育基本法(平成十八年十二月二十二日法律第百二十号)

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

○ 経済財政改革の基本方針2008(20年6月27日閣議決定)

幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。

○ 教育振興基本計画(20年7月1日閣議決定)

特に小学校就学前段階や高等教育段階では、家計負担を中心とした私費負担が大きい。・・・OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要・・・

幼児教育② 幼児教育の無償化に向けた検討

幼児教育の無償化に向けた検討が進行中

文部科学省においては、幼児教育の無償化について総合的に検討するため、平成20年5月に「今後の幼児教育の振興方策に関する研究会」（座長：無藤隆白梅学園大学教授）を立ち上げ、諸外国の取組状況や財源、制度等について調査・検討を行い、平成21年5月18日に中間報告を行ったところ。

今後の幼児教育の振興方策に関する研究会 委員名簿

| | | |
|------------|--------|--------------------|
| 副座長 | 秋田 喜代美 | 東京大学大学院教育学研究科教授 |
| | 稲毛 律夫 | 東京都江戸川区子ども家庭部長 |
| | 岩立 京子 | 東京学芸大学教育学部教授 |
| | 岩淵 勝好 | 東北福祉大学教授 |
| | 大竹 文雄 | 大阪大学社会経済研究所教授 |
| | 柏女 霊峰 | 淑徳大学社会学部教授 |
| | 佐藤 津矢子 | 高知県教育委員会子育て・親育ち推進監 |
| 座長 | 無藤 隆 | 白梅学園大学子ども学部教授 |
| | 森上 史朗 | 子どもと保育総合研究所代表 |

オブザーバー：厚生労働省保育課長

中間報告の骨子

1. 無償化の意義及び必要性・重要性

- ・幼児教育の重要性に関する認識の高まりやその効果が明らかになってきたことなど

2. 対象者

- ①幼稚園、②認定こども園、③認可「保育所」に在籍する3～5才児が基本

3. 無償化の仕組み

- ・機関補助と個人給付の二本立てを前提とした上で、個人給付の拡充により実現

4. 関連する課題

- ・無償化の実施に併せて、教育の質の維持向上を図ることが重要
- ・義務教育化については、今後の国民的な議論等を踏まえて検討していくべき
- ・行政は、地域の実情に応じて、幼児教育が提供される環境の整備に努めることが必要

5. 財源

- ・追加公費の額は、国・地方合わせて7,900億円
- ・「中期プログラム」における少子化対策として位置づけ、安定財源を確保した上で実施することが適当

6. 制度化の時期等

- ・税制抜本改革を行うための法制上の措置を講ずる時期及び保育制度改革の時期の動向等を勘案しながら、検討
- ・多大な財源が必要となることから、文部科学省だけでなく、関係省庁を含め、政府全体として検討を進めていくことが重要

今後の幼児教育の振興方策に関する研究会中間報告の概要

1. 無償化の意義及び必要性・重要性

幼児教育に関しては近年、①その重要性に関する認識が高まってきている、②実証研究や脳科学研究から教育的・社会経済的効果が明らかになった、③少子化対策としても経済的負担の軽減が求められている、④諸外国も無償化の取組を進めていることなどから、幼児教育の無償化は国家戦略上の喫緊の課題。

2. 対象者

無償化の対象としては、幼児期にふさわしい教育が制度的に担保されていることが必要。①幼稚園、②認定こども園、③認可「保育所」に在籍する3～5歳児を対象とすることが基本。なお、保育所等については、まずは保育制度改革の議論の中で検討されることが適当。

3. 無償化の仕組み（幼稚園及び認定こども園）

現行の私学助成（機関補助）と幼稚園就園奨励費補助制度（個人給付であるが、幼稚園が代理受領）の二本立てを前提とした上で、幼稚園就園奨励費補助制度を拡充した個人給付制度により実現。

また、制度の確実かつ安定的な実施の観点から、法制度化（市町村に対する支給の義務付け及び国の負担の明確化など）を含めて検討。

4. 無償化に関連する課題

（ア）教育の質の維持・向上について

学校評価の取組の強化など、質の向上のための更なる取組の推進に努めるべき。

（イ）義務教育化について

現状では国民的な合意が得られているとは言い難く、今後の国民的な議論等を踏まえて検討していくべき。

（ウ）行政による幼児教育の提供の責務について

地域の実情に応じて、幼児教育が提供される環境の整備に努めることが必要。

5. 財源（幼稚園・保育所合わせて7, 900億円）

幼児教育の無償化は、少子化対策上の重要な施策の一つであることから、平成20年12月に閣議決定された「中期プログラム」における少子化対策として位置付け、安定財源を確保した上で実施することが適当。

6. 制度化の時期

税制の抜本改革を行うための法制上の措置を講ずる時期及び保育制度改革の時期の動向等を勘案しながら、検討すべき。

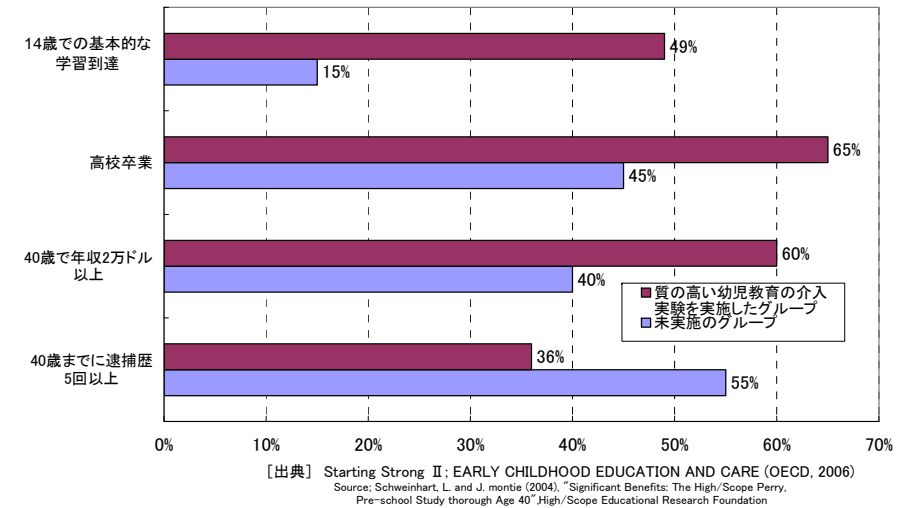
教育基本法の改正

○教育基本法（抄） （幼児期の教育）

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎

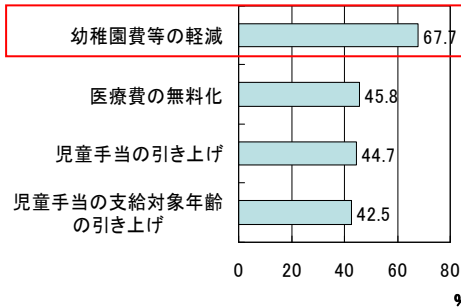
○ 幼児教育の効果に関する米国の比較実験結果



子育て家庭に対するアンケート調査結果

子どものいる20～49歳の女性のうち、少子化対策として「経済的支援措置」が重要だと考える人の7割が「幼稚園費等の軽減」を望んでいる。

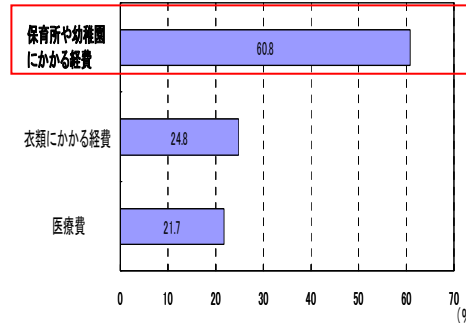
Q あなたは、少子化対策としての経済的支援措置として、具体的にどのようなものが望ましいと思いますか。
(経済的支援措置が重要だと考える人に対する質問)



出典：内閣府「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」(平成17年3月)

子どもが幼稚園に通う世帯においては、子育て費用の負担感の内容として、6割以上が「保育所や幼稚園にかかる経費」をあげている。

Q 負担感を感じる具体的な内容（複数回答）

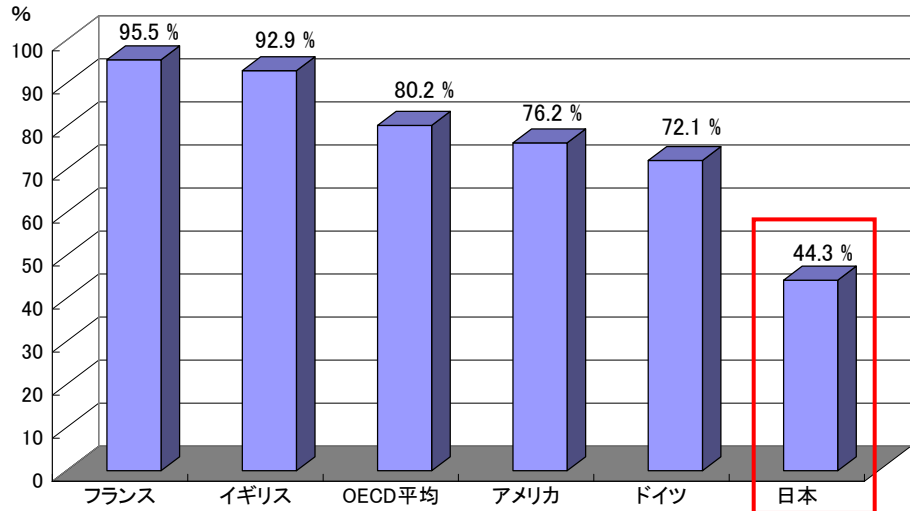


出典：厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」(平成17年度)

諸外国における幼児教育の無償化に係る動き

| 国名 | 制度の概要 |
|------|---|
| イギリス | <ul style="list-style-type: none"> 2004年までに全ての3～4歳児に対する幼児教育の無償化を実現。 (現在、「週12.5時間(2.5時間×5日)、年38週分」が無償で、2010年までに「週15時間、年38週分」を無償に。) 5歳から初等学校に入学し、義務教育となる。 |
| フランス | <ul style="list-style-type: none"> 主に3～5歳児を対象とした幼稚園は、99%が公立であり、無償。 6歳から小学校に入学し、義務教育となる。 |
| アメリカ | <p>【連邦制のため、制度の在り方は州により異なる】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主に5歳児を対象とする公立小学校付設の幼稚園は、無償。 通常は6歳から小学校に入学し、義務教育となるが、一部の州では5歳児を義務化。 |
| ドイツ | <p>【連邦制のため、制度の在り方は州により異なる】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3～5歳児を対象とした幼稚園は、基本的に有償。 2007年までに、4つの州・市で5歳児より無償化を導入。 6歳から基礎学校に入学し、義務教育となる。 |
| 韓国 | <ul style="list-style-type: none"> 5歳児に対する幼児教育・保育の無償化の段階的実施が法定化されている。 (1999年より低所得者層から順次拡大中。現在、5歳児の約30%が無償。) 6歳から初等学校に入学し、義務教育となる。 |

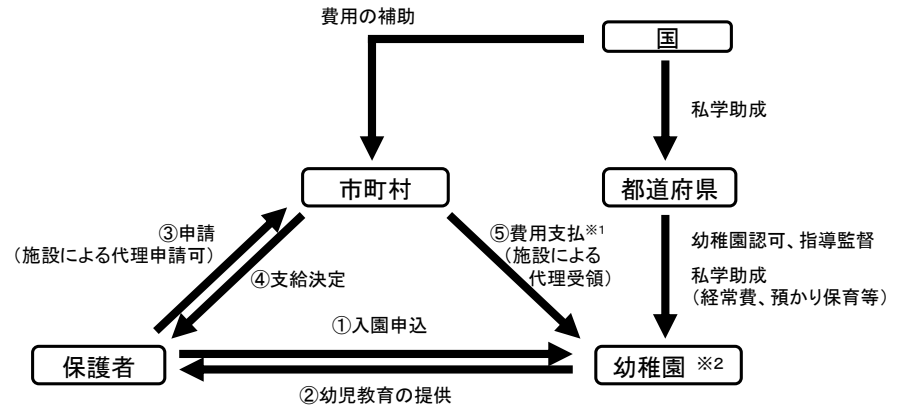
就学前教育費の公費負担割合 (収入ベース)



OECD諸国(数値不明の4か国を除く)26か国中日本は24位

Education at a Glance 2008, OECD Indicatorsのデータより作成。2005年ベース。

無償化の実施スキーム(私立幼稚園の場合)



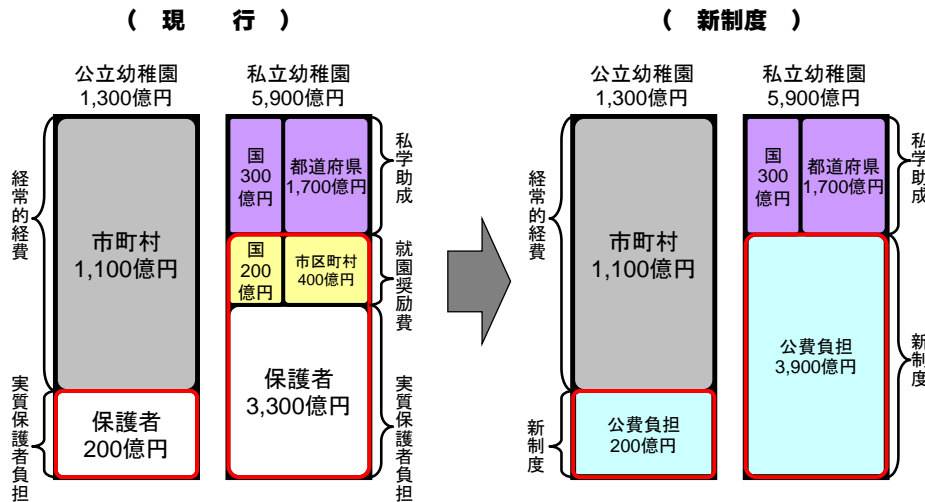
※1 入園料及び保育料の全国的な平均額を基準とする。

なお、施設によっては保護者からの追加徴収を可能とする方向で検討。

※2 認定こども園の幼稚園機能部分については、幼稚園に準じて、無償化の対象とする方向で検討。

※3 市町村に対する支給の義務付け及び国の負担の明確化など、法制度化を含め、検討。

幼稚園に係る無償化の財政フレーム図



※1 平成21年度幼稚園就園奨励費補助金、私学助成の政府予算ベースで推計したもの。施設整備費を除く。

※2 公立幼稚園の経常的経費は地方交付税措置額であり、就園奨励費の地方交付税措置分が含まれている。また、現行で公立に支給されている就園奨励費4億円は本図では省略。

※3 私学助成の都道府県分は地方交付税措置額である。

無償化に要する追加公費(平成21年度ベース)

| | 公立 | 私立 | 計 |
|-----|-------|-------|-------|
| 幼稚園 | 200 | 3,300 | 3,500 |
| 保育所 | 2,000 | 2,300 | 4,400 |
| 計 | 2,300 | 5,600 | 7,900 |

単位:億円

※1 平成21年度の政府予算ベースで推計したもの。

※2 幼稚園・保育所に通園する3~5歳児の全員を無償化する場合。

※3 幼稚園は幼稚園教育要領に定める幼児教育を実施するために必要となる4時間相当の本体的な教育のための経費、保育所は児童福祉施設最低基準で定められた8時間の保育のための経費を前提とした数値。

※4 認定こども園の幼稚園機能部分については、この試算では含まれていない。

※5 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

幼児教育③ 諸外国における幼児教育の無償化に係る動き

諸外国においても無償化の傾向

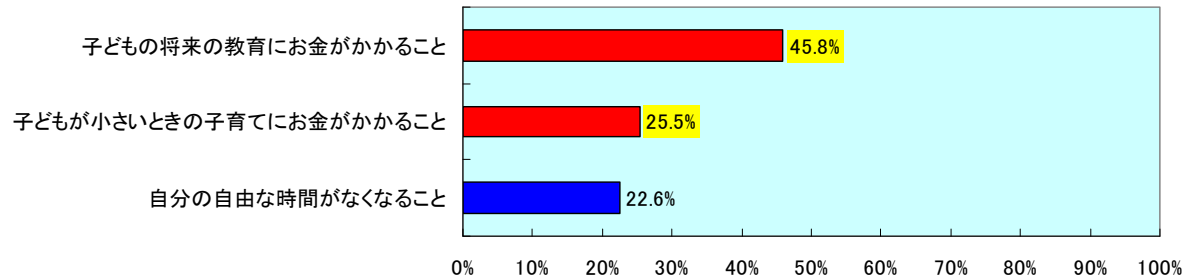
| 国名 | 制度の概要 |
|------|--|
| イギリス | <ul style="list-style-type: none"> 2004年までに<u>全ての3～4歳児に対する幼児教育の無償化を実現</u>。 (現在、「週12.5時間(2.5時間×5日)、年38週分」が無償で、2010年までに「週15時間、年38週分」を無償に。) 5歳から初等学校に入学し、義務教育となる。 |
| フランス | <ul style="list-style-type: none"> <u>主に3～5歳児を対象とした幼稚園は、99%が公立であり、無償</u>。 6歳から小学校に入学し、義務教育となる。 |
| アメリカ | <p>【連邦制のため、制度の在り方は州により異なる】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>主に5歳児を対象とする公立小学校付設の幼稚園は、無償</u>。 通常は6歳から小学校に入学し、義務教育となるが、一部の州では5歳児を義務化。 |
| ドイツ | <p>【連邦制のため、制度の在り方は州により異なる】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3～5歳児を対象とした幼稚園は、基本的に有償。 2007年までに、<u>4つの州・市で5歳児より無償化を導入</u>。 6歳から基礎学校に入学し、義務教育となる。 |
| 韓国 | <ul style="list-style-type: none"> <u>5歳児に対する幼児教育・保育の無償化の段階的实施が法定化されている</u>。 (1999年より低所得者層から順次拡大中。現在、5歳児の約30%が無償。) 6歳から初等学校に入学し、義務教育となる。 |

幼児教育④ 教育費負担に関する国民の意識調査結果

教育費の負担が、少子化の要因となっているとの意識調査結果が出ている

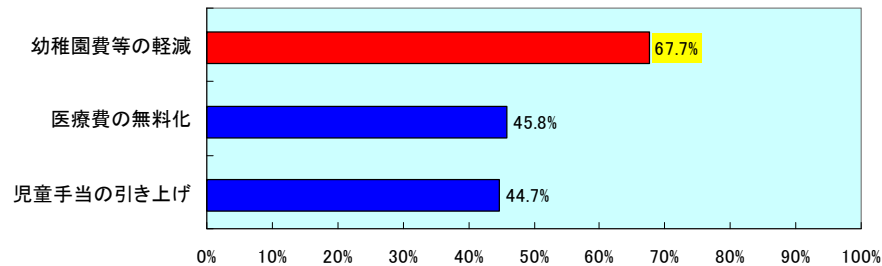
<内閣府「社会意識に関する世論調査」(平成20年2月)>

◆子育てのつらさの内容



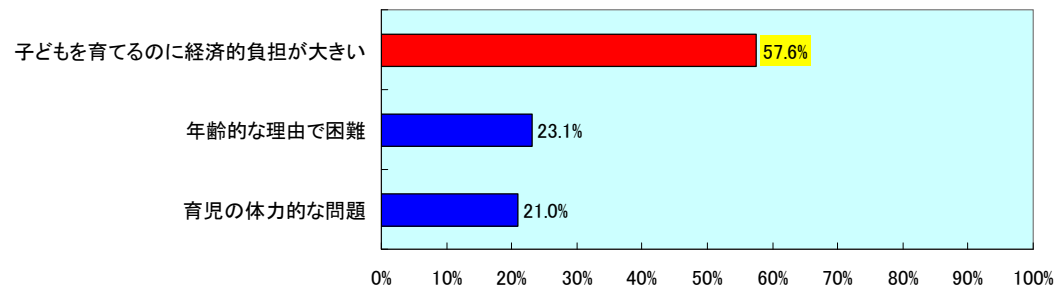
<内閣府「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」(平成17年3月)>

◆少子化対策として望ましい経済的支援措置 ※経済的支援措置が重要だと考える人に対する質問



<内閣府「国民生活選好度調査」(平成17年11月)>

◆理想の子どもの数に比べて予定の子どもの数が少ない理由



○予定子ども数が理想子ども数を下回る理由

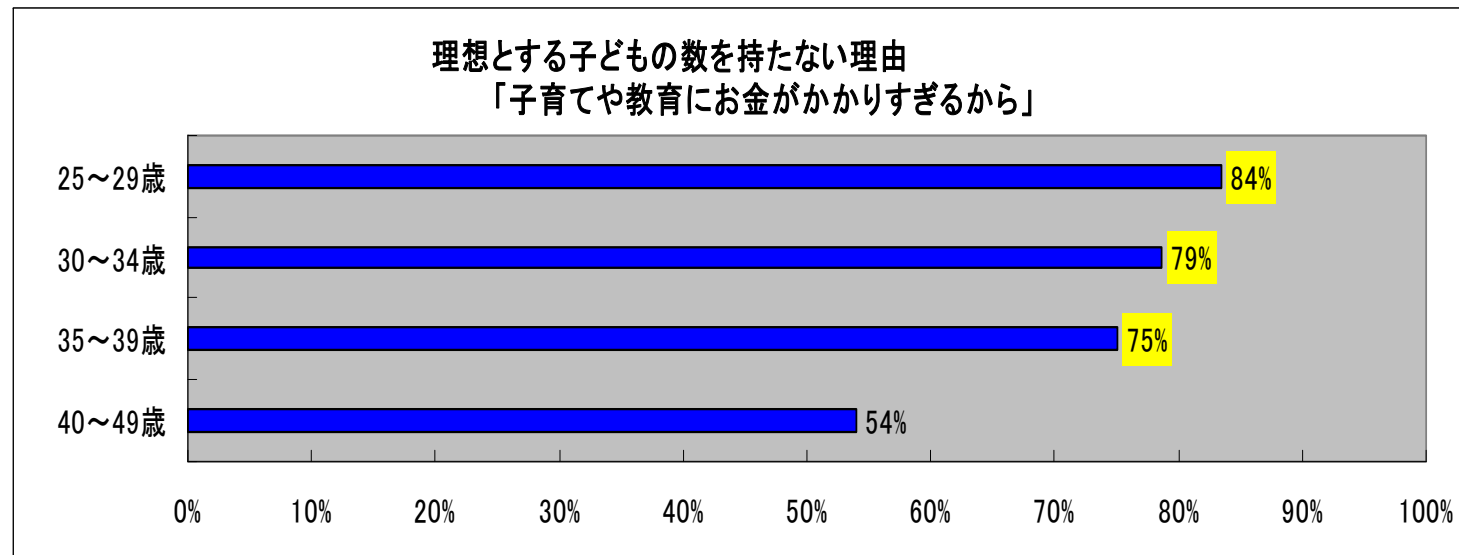
(出典:国立社会保障・人口問題研究所『第13回出生動向基本調査』2005年6月)

理想とする子どもの数を持たない理由(複数回答)

1位:「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(全体65.9%)

<妻の年齢別>

| | |
|---------|-------|
| 25歳～29歳 | 83.5% |
| 30歳～34歳 | 78.7% |
| 35歳～39歳 | 75.0% |
| 40歳～49歳 | 54.0% |



2位:「高年齢で生むのはいやだから」(全体38.0%)

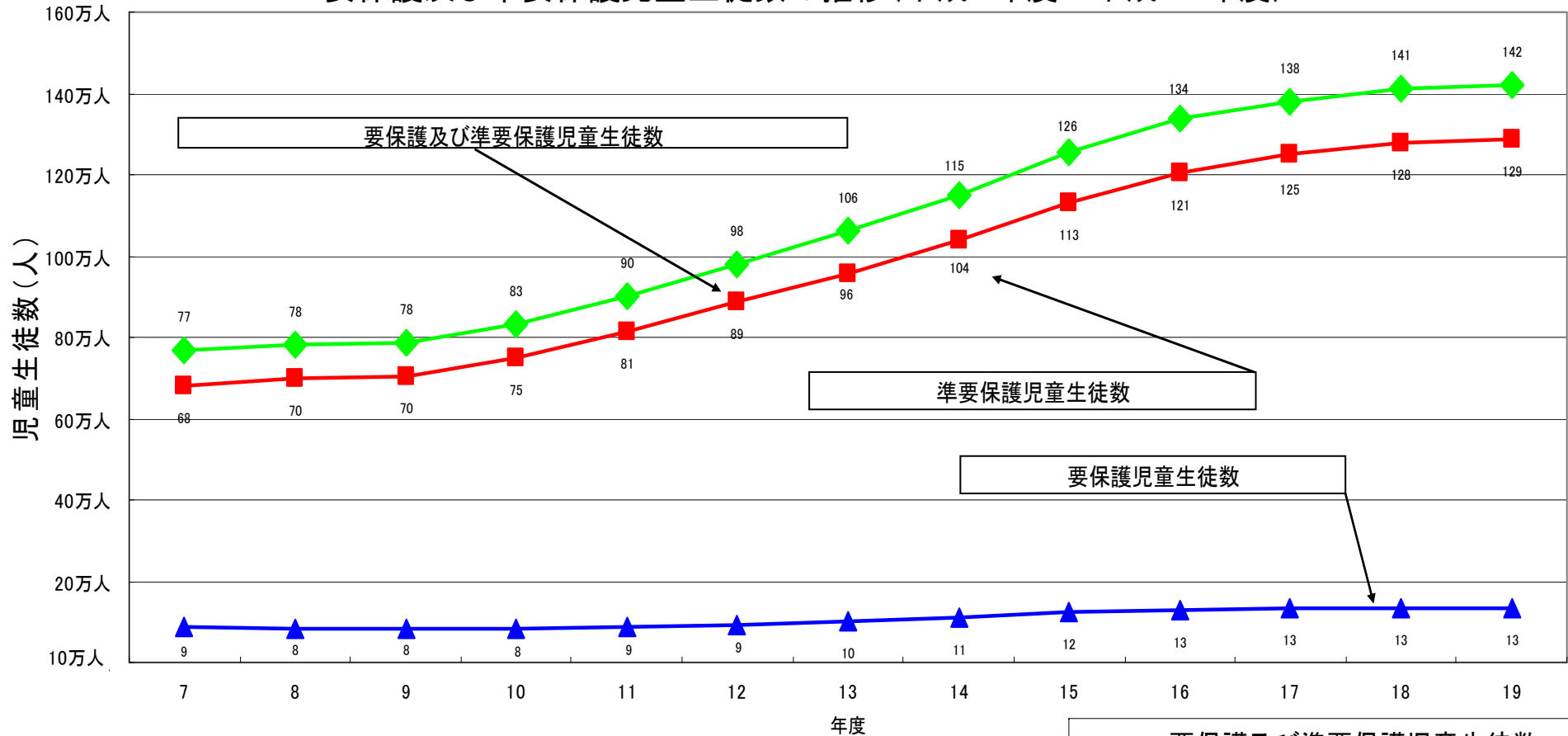
3位:「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」(全体21.6%)

4位:「自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから」(全体17.5%)

小学校・中学校段階① 就学援助の状況

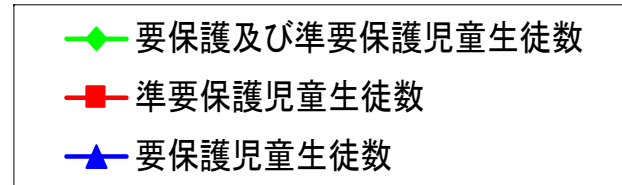
この10年で要保護児童生徒数は約1.5倍、準要保護児童生徒数は約2倍に増加

要保護及び準要保護児童生徒数の推移(平成7年度～平成19年度)



※ 要保護児童生徒数・・・生活保護法に規定する要保護者の数

※ 準要保護児童生徒数・・・要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会
がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

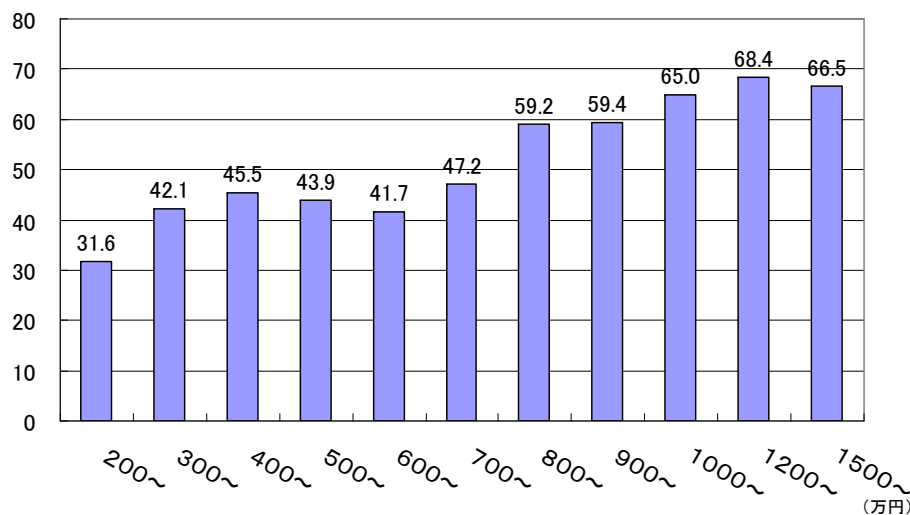


小学校・中学校② 教育支出や世帯所得と学力との関係

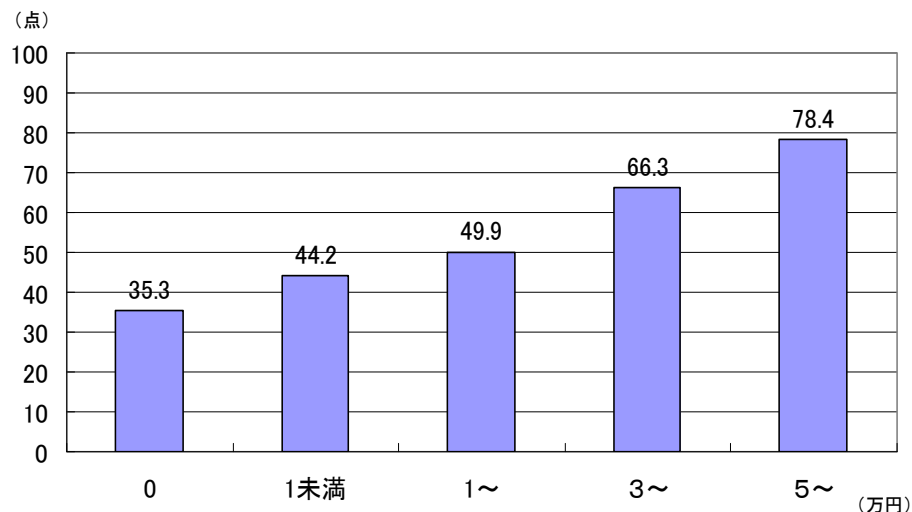
家庭の所得と学力には相関関係が見られる。

- 学校外教育費支出と学力の間にも、同様の相関関係が見られる。

＜世帯所得別の算数学力平均値＞



＜一ヶ月の学校外教育費支出と算数学力平均値＞



- ・お茶の水女子大学21世紀COEプログラム(誕生から死までの人間発達科学)の事業として 耳塚寛明お茶の水女子大学教授を中心に調査を実施(平成18年9月公表)
- ・子どもを取り巻く家庭環境が与える学力形成の影響について調査
- ・関東地方にある人口約25万人の中都市に住む、小学校6年生とその保護者を対象に調査を行った。(対象は300名程度)

小学校・中学校③ 就学援助と学力との関係

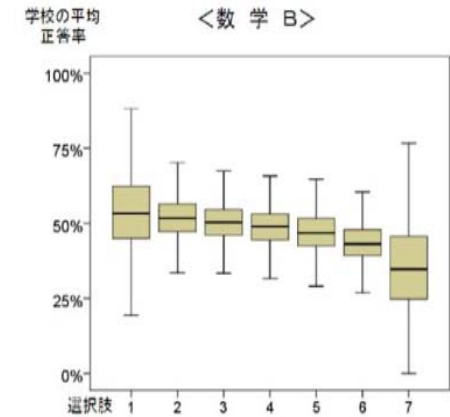
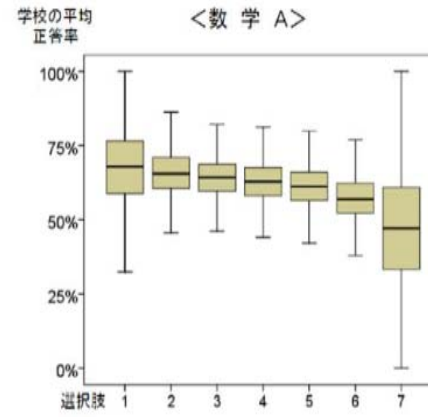
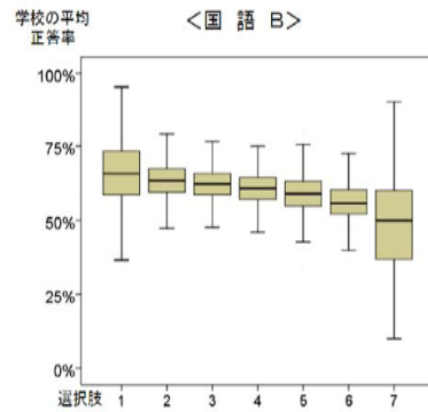
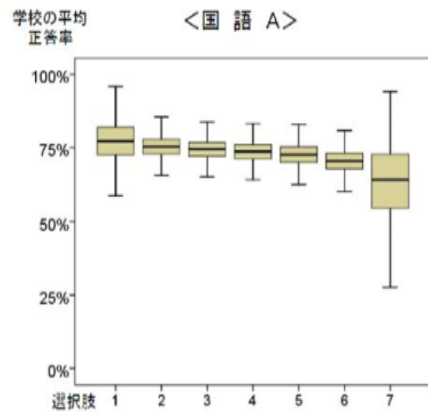
就学援助を受けている生徒の割合の高い学校は正答率が低い傾向

<就学援助(中学校)>

- 就学援助を受けている生徒の割合が高い学校の方が、その割合が低い学校よりも平均正答率が低い傾向が見られる。
- 就学援助を受けている生徒の割合が高い学校は、各学校の平均正答率のばらつきが大きく、その中には、平均正答率が高い学校も存在する。

| | | | | | |
|------|-------------|------|-------------|------|-------------|
| 選択肢1 | 在籍していない | 選択肢2 | 5%未満 | 選択肢3 | 5%以上、10%未満 |
| 選択肢4 | 10%以上、20%未満 | 選択肢5 | 20%以上、30%未満 | 選択肢6 | 30%以上、50%未満 |
| 選択肢7 | 50%以上 | | | | |

*質問 14 : 第3学年の生徒のうち、就学援助を受けている生徒の割合



| 選択肢 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 中央値 | 77.2 | 76.4 | 74.5 | 73.7 | 72.6 | 70.5 | 64.1 |
| 箱の上辺 | 82.0 | 77.9 | 76.8 | 76.0 | 75.3 | 73.1 | 72.8 |
| 箱の下辺 | 72.5 | 72.9 | 72.1 | 71.2 | 70.1 | 67.8 | 54.4 |
| ひげの上端 | 95.9 | 85.5 | 83.7 | 83.2 | 82.9 | 80.9 | 94.1 |
| ひげの下端 | 58.6 | 65.6 | 65.1 | 64.1 | 62.5 | 60.1 | 27.6 |
| (学校数) | 1155校 | 1822校 | 2573校 | 2921校 | 1073校 | 632校 | 265校 |

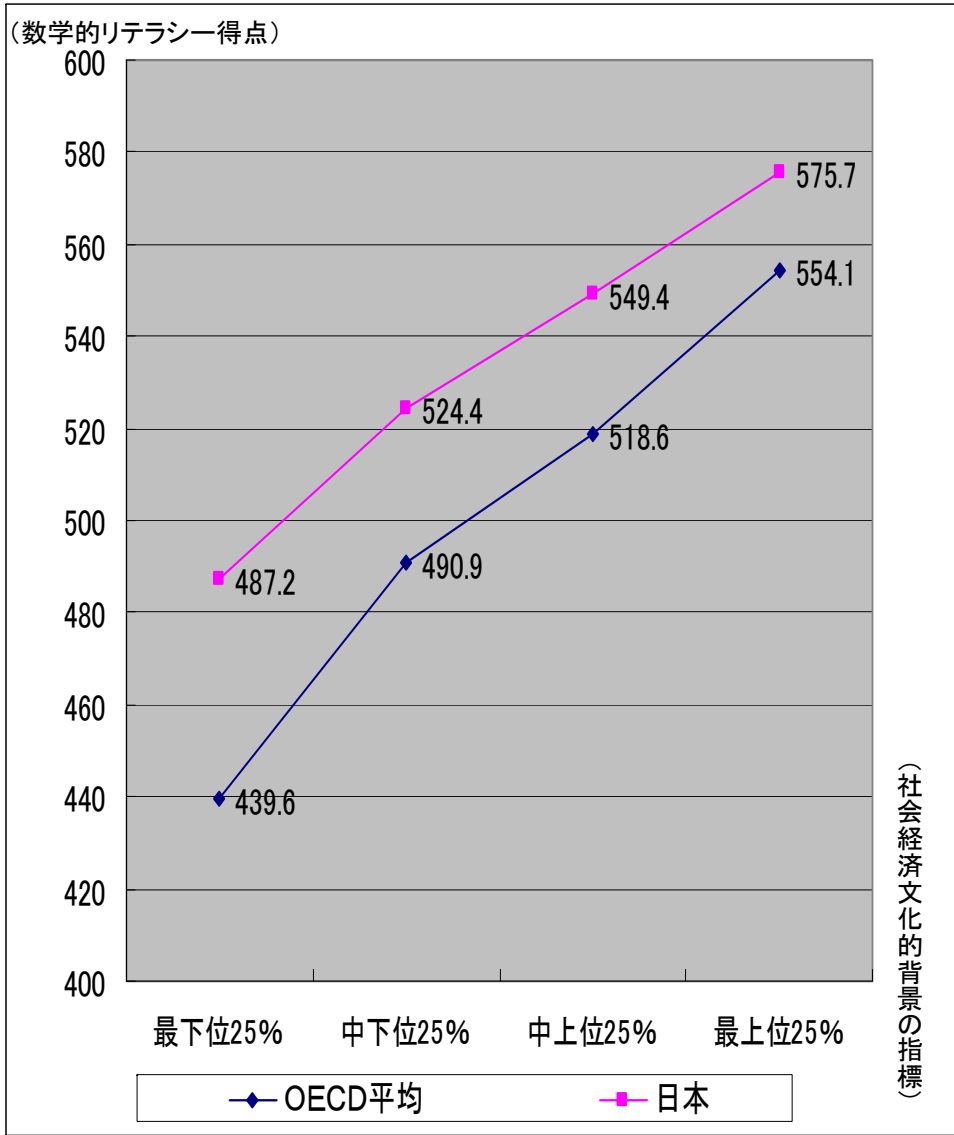
| 選択肢 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 中央値 | 65.7 | 63.3 | 62.1 | 60.8 | 58.9 | 55.7 | 50.0 |
| 箱の上辺 | 73.3 | 67.3 | 65.7 | 64.3 | 63.1 | 60.2 | 60.0 |
| 箱の下辺 | 58.5 | 59.4 | 58.5 | 57.0 | 54.7 | 52.1 | 36.9 |
| ひげの上端 | 95.0 | 79.2 | 76.6 | 75.0 | 75.6 | 72.5 | 90.0 |
| ひげの下端 | 36.7 | 47.4 | 47.7 | 46.1 | 42.8 | 40.0 | 10.0 |
| (学校数) | 1154校 | 1822校 | 2573校 | 2920校 | 1073校 | 632校 | 264校 |

| 選択肢 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| 中央値 | 67.9 | 65.5 | 64.3 | 62.9 | 61.3 | 57.0 | 47.2 |
| 箱の上辺 | 76.6 | 70.9 | 68.7 | 67.8 | 66.0 | 62.3 | 60.9 |
| 箱の下辺 | 58.9 | 60.6 | 59.7 | 58.2 | 56.5 | 52.2 | 33.3 |
| ひげの上端 | 100.0 | 86.3 | 82.2 | 81.3 | 79.9 | 77.0 | 100.0 |
| ひげの下端 | 32.4 | 45.8 | 48.2 | 44.1 | 42.2 | 37.9 | 0.0 |
| (学校数) | 1153校 | 1822校 | 2573校 | 2920校 | 1073校 | 632校 | 264校 |

| 選択肢 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 中央値 | 53.3 | 51.6 | 50.3 | 49.9 | 46.7 | 43.1 | 34.8 |
| 箱の上辺 | 62.4 | 58.5 | 54.5 | 53.1 | 51.6 | 47.9 | 45.8 |
| 箱の下辺 | 45.0 | 47.2 | 46.0 | 44.5 | 42.5 | 39.3 | 24.8 |
| ひげの上端 | 88.1 | 70.2 | 67.3 | 65.8 | 64.6 | 60.4 | 76.7 |
| ひげの下端 | 19.3 | 33.5 | 33.3 | 31.6 | 29.1 | 26.8 | 0.0 |
| (学校数) | 1153校 | 1822校 | 2573校 | 2920校 | 1073校 | 632校 | 262校 |

小学校中学校④ 生徒の社会経済文化的背景と学力との関係(PISA2003)

生徒の社会経済文化的背景と学力(数学的リテラシー)には相関関係が見られる。

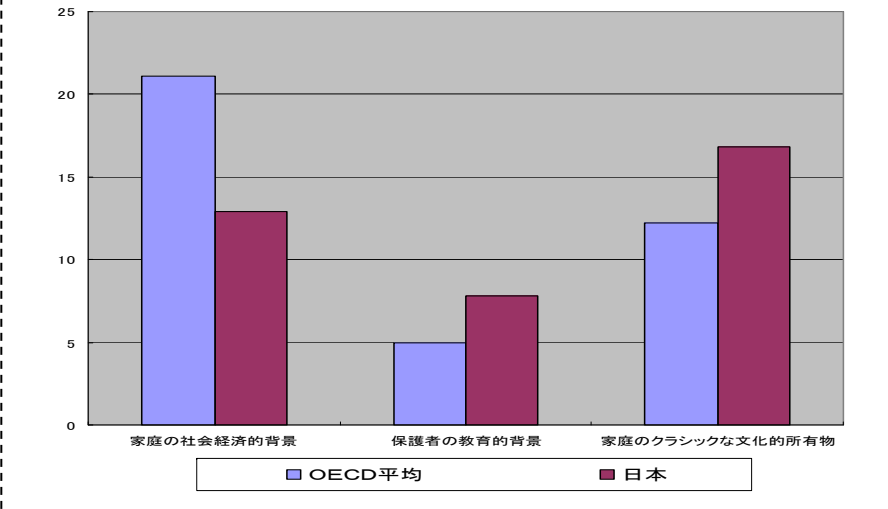


PISA2003では、家庭の社会経済文化的背景を示す指標として、以下の4分野の指標が用いられている。

- ①家庭の学習リソース
例) 勉強机、勉強する場所、参考書等
- ②家庭におけるクラシックな文化的所有物
例) 文学作品、詩集、絵画等
- ③保護者の教育的背景
例) 保護者の学歴
- ④家庭の社会経済的背景
例) 保護者の職業、役職

なお、わが国では、「④家庭の社会経済的背景」が数学的リテラシー得点に与える影響は比較的小さい(「②家庭におけるクラシックな文化的所有物」や「③保護者の教育的背景」の影響は比較的大きい。)

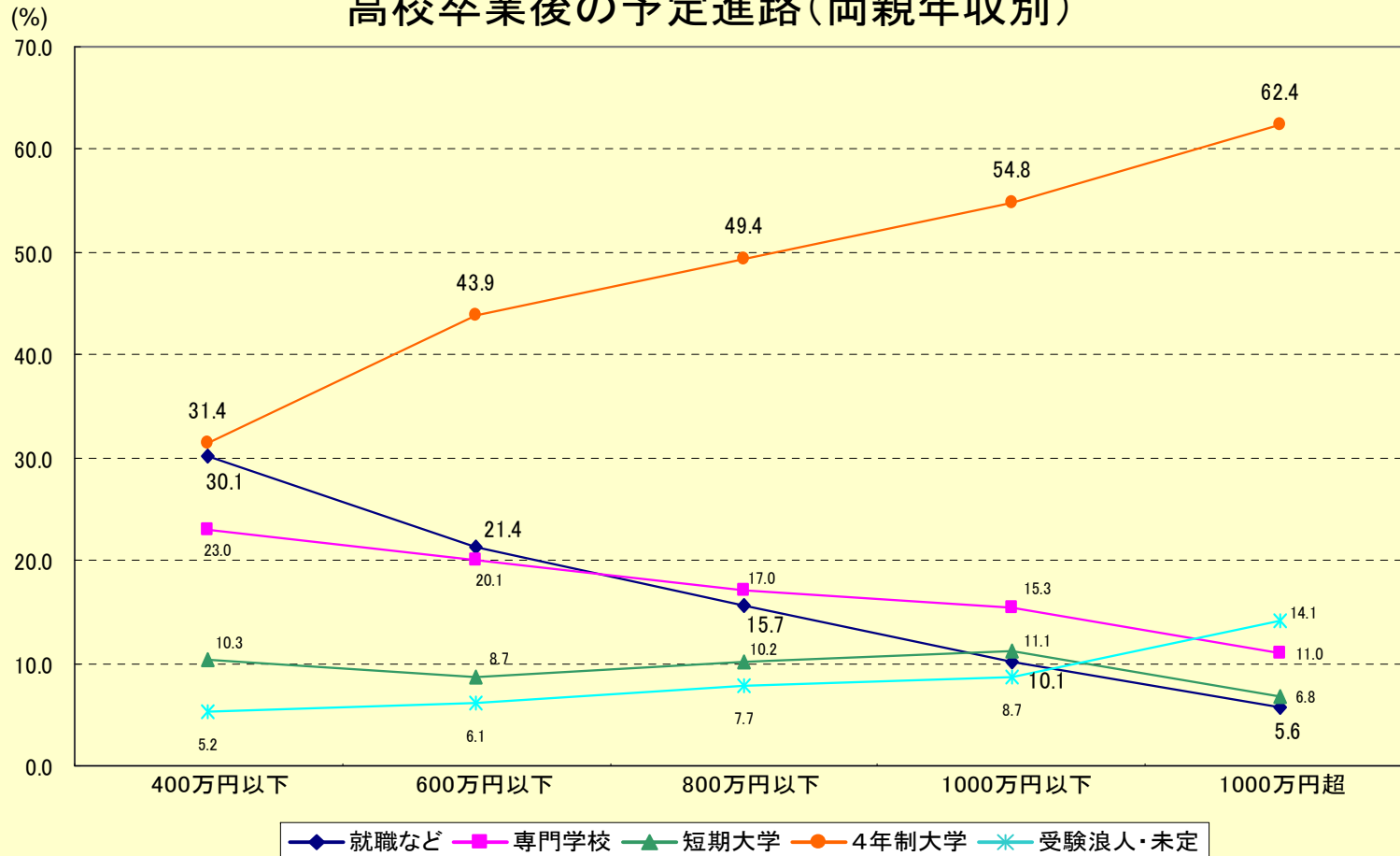
(各指標1単位増による平均点増効果)



高校① 親の収入等と高校卒業後の進路について

両親の年収が少ないほど、4年制大学進学率が低く、逆に就職する割合が高い。

高校卒業後の予定進路(両親年収別)



注1) 日本全国から無作為に選ばれた高校3年生4,000人とその保護者4,000が調査対象。

注2) 両親年収は、父母それぞれの税込年収に中央値を割り当て(例:「500~700万円未満」なら600万円)、合計したもの。

注3) 無回答を除く。「就職など」には就職進学、アルバイト、海外の大学・学校、家業手伝い、家事手伝い・主婦、その他を含む。専門学校には各種学校を含む。

(出典) 東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査 第1次報告書」(2007年9月)

高校② 私立高等学校等の授業料滞納状況

私立高等学校における授業料滞納が増加している。

私立高等学校・中等教育学校後期課程の授業料滞納等の状況

(平成20年度末:21年3月31日時点、平成19年度末:20年3月31日時点)

1. 調査対象校数及び有効回答数

(1)調査対象:計1,328校

高等学校1,316校、中等教育学校後期課程12校

(2)有効回答:計1,323校(99.6%)

高等学校1,313校、中等教育学校後期課程10校

2. 調査結果の概要

平成20年度末は、19年度末に比べ、授業料滞納者が0.1%増加。

◆平成20年度末

・授業料滞納者数:9,067人(0.9%)

◆平成19年度末

・授業料滞納者数:8,276人(0.8%)

3. 学校における取組状況

(1)生徒からの相談状況

◆「平成19年度末に比べ、経済的支援に関する生徒からの相談件数が増加している」と回答する学校の割合が約72%。

(2)経済的支援措置の有無

◆約72%(953件)の学校が、経済的支援策を実施。

(3)生徒の経済的支援措置ニーズへの対応

◆約59%(882校)の学校が、生徒の経済的支援措置へのニーズに応えられていると回答。

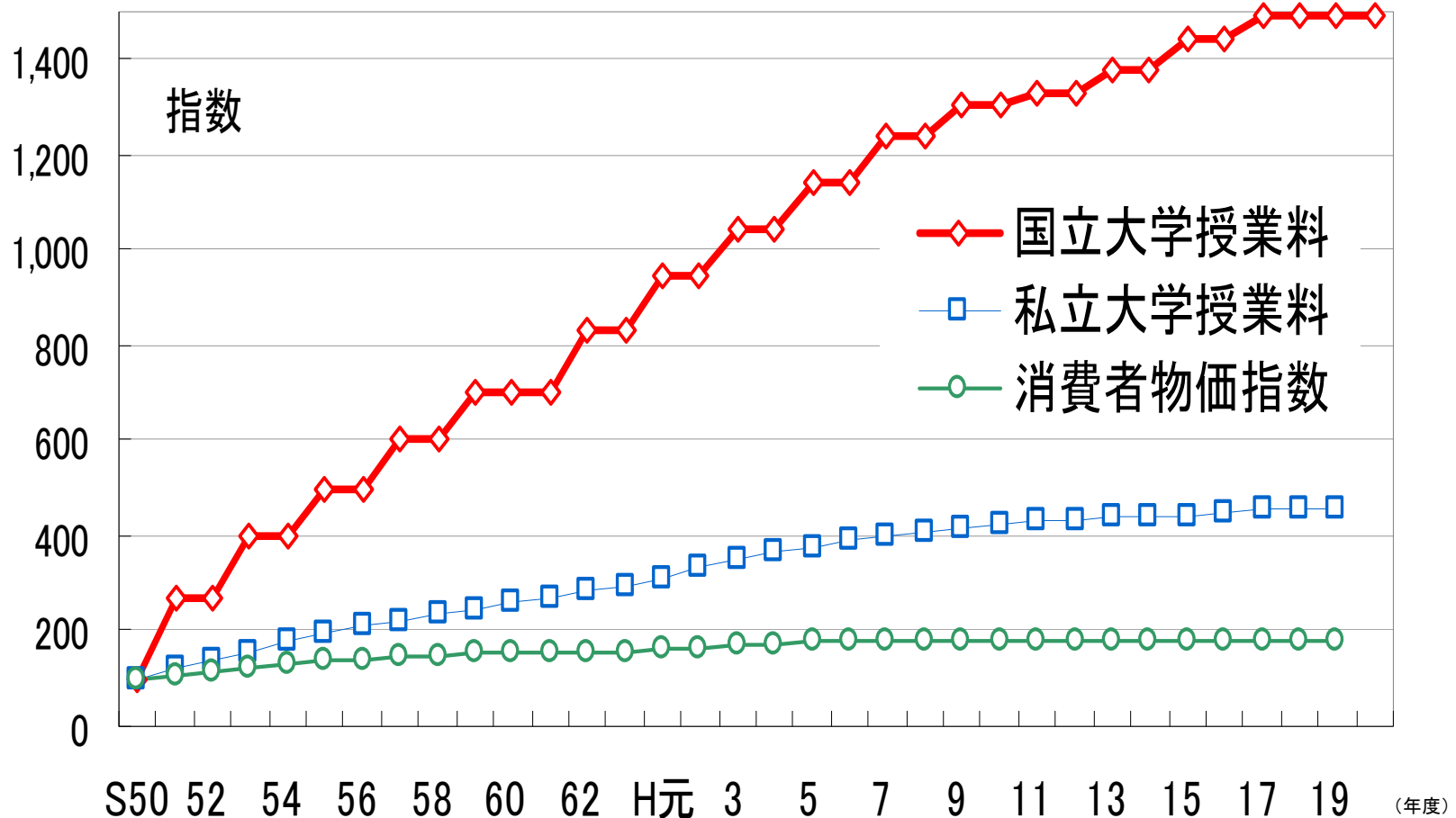
一方、ニーズに応えられていないとする学校も約22%(285校)存在。

大学・大学院① 大学授業料

大学授業料は、過去30年間で物価指数と比べて大きく上昇

(消費者物価指数が2倍になったのに対し、国立大学授業料は15倍に、私立大学授業料は4.5倍に)

○授業料と消費者物価指数の推移(指数化後)

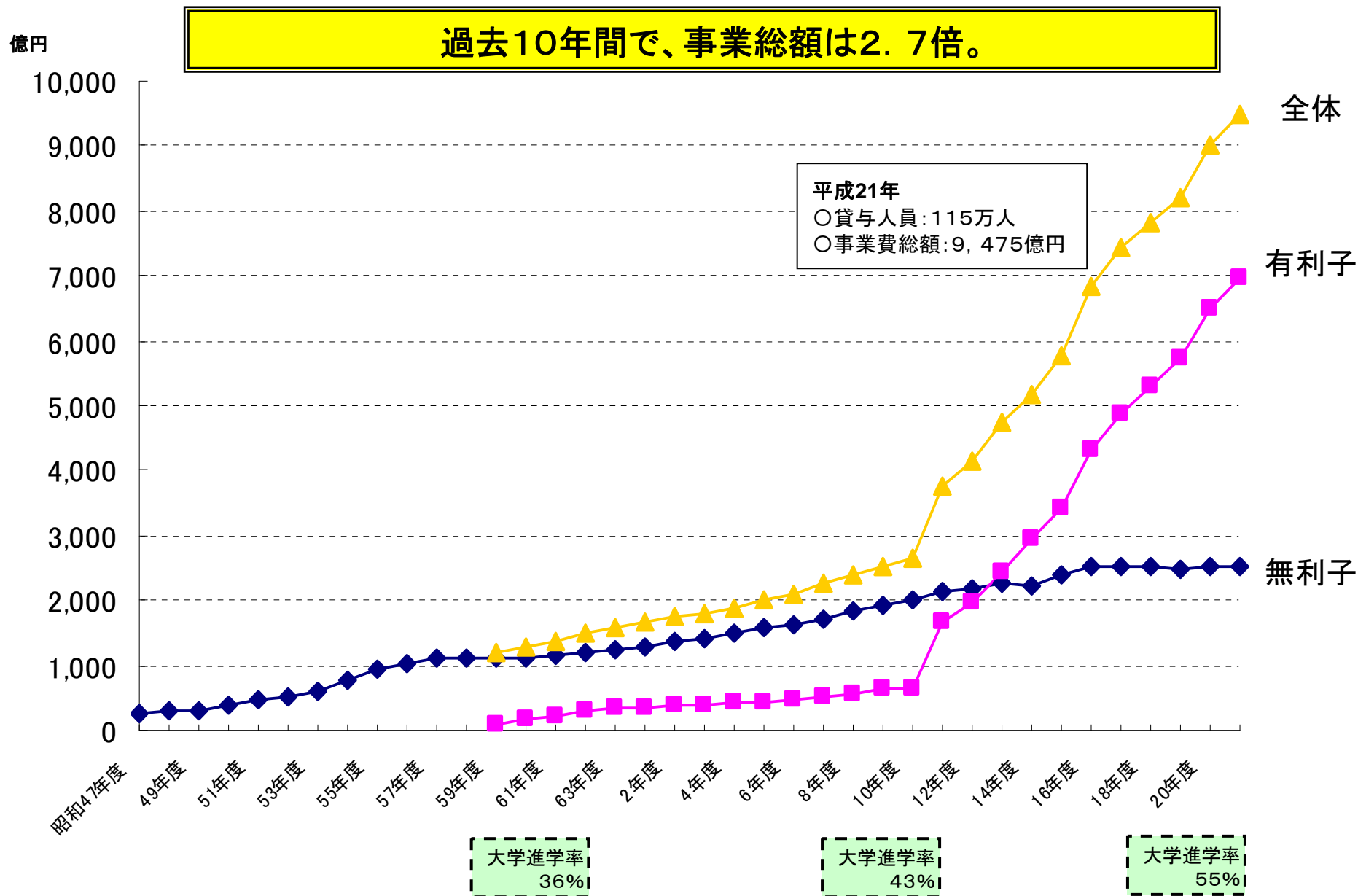


大学・大学院② 諸外国における高等教育の授業料等に係る動き

諸外国においても授業料は増加傾向

| 国名 | 制度の概要 |
|------|---|
| アメリカ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1950～80年代の後半から高等教育の規模の拡大を背景に、各高等教育機関において授業料の引き上げを実施。 ・ 連邦政府は給与型奨学金の拡大、授業料抑制のため各大学の授業料引き上げ状況の公表等を提言。 ・ 授業料は定価の授業料から大学独自奨学金や給付制奨学金等により、40%～60%程度割り引かれる。 <p>〔 州立（25%） 53万円 私立（75%） 230万円 〕</p> |
| イギリス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1980年代後半から高等教育の規模が拡大、1998年より授業料徴収を開始。（当初1,000ポンド、2006年から3,000ポンド） ・ 貸与中心の奨学制度が拡大。 ・ 2004年、低所得家庭出身学生を対象とする給与制の奨学金制度を導入。 <p>〔 国立（99%） 39万円 私立（1%） 〕</p> |
| 韓国 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等教育の規模の拡大、高額な授業料に対応するため、2005年より、政府保証ローン制度を導入し貸与人員を拡大。 ・ 高等教育の機会を保障するため、2008年より生活保護受給者に対する給付制奨学金を開始。 <p>〔 国公立 35.3～71.1万円 私立 23.9～98.5万円 〕</p> |

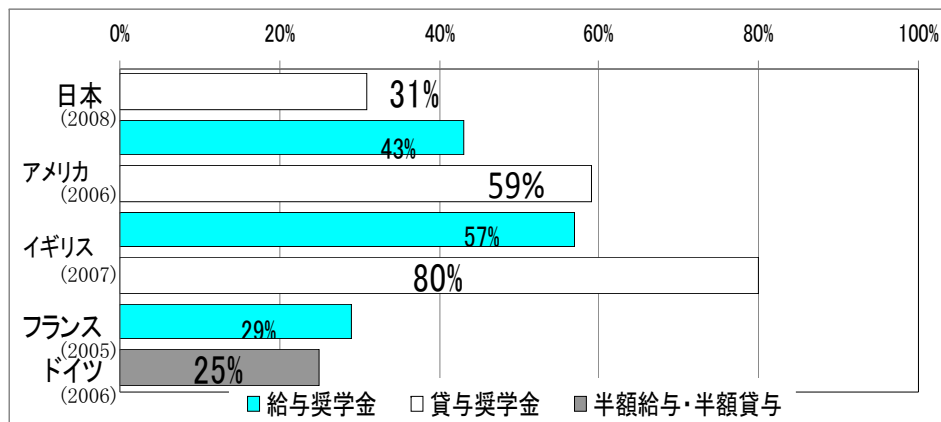
大学・大学院③ 日本学生支援機構奨学金貸与事業



大学・大学院④ 学部学生への経済的支援の欧米との比較

主要国では、奨学金(とりわけ給付型)が充実している(米英)、
または授業料が無償または低廉(独仏)のいずれかの傾向にある。

【学部学生のうち奨学金を受ける者の割合】



| | 奨学金(年額) | 事業規模 | 授業料(年額) |
|------|---|----------|-------------------|
| 日本 | 貸与奨学金(無利子):最大77万円 (有利子):最大120万円 | 9,437億円 | 国立54万円 私立84万円 |
| アメリカ | ペル等の給与奨学金:平均29万円 スタフォード等の貸与奨学金:平均58万円 | 7兆1726億円 | 州立53万円 私立230万円 |
| イギリス | 給与:最大35万円 貸与(自宅):最大44万円, (自宅外):最大81万円 | - | 39万円 |
| フランス | 給与奨学金:最大41万円 | - | 原則無償 |
| ドイツ | 半額給与・半額貸与奨学金:最大64万円 | 2,266億円 | 15万円 |

・アメリカとイギリスは、給与と貸与を重複して受けることが可能

(参考)

1ドル=90円
1ポンド=130円
1ユーロ=115円

大学・大学院⑤ 大学等の授業料滞納等の状況

大学等における授業料滞納が増加している。

各大学等の授業料滞納や中退等の状況(平成20年度:21年3月20日時点、平成19年度末:20年3月31日時点)

1. 調査対象校数及び有効回答数

(1)調査対象:国・公・私立大学、公・私立短期大学、高等専門学校 1,225校

(2)有効回答:計1,148校(93.7%)

回答があった学校の全学生数:平成20年度 2,567,374人、平成19年度 2,526,227人

2. 調査結果の概要

(1) 授業料滞納者の状況

平成20年度は、19年度末に比べて0.2%増加。

◆平成20年度

・授業料滞納者数:14,662人(0.6%)

◆平成19年度

・授業料滞納者数:10,632人(0.4%)

(2) 中途退学者の状況

平成20年度は、19年度末に比べ、中途退学者総数に占める経済的理由による中途退学者の割合は1.6%増加。

◆平成20年度

・中途退学者総数:49,394人

・うち、経済的理由による中途退学者数:7,715人(15.6%)

◆平成19年度

・中途退学者総数:63,421人

・うち、経済的理由による中途退学者数:8,893人(14.0%)

(3) 休学者の状況

平成20年度は、19年度末に比べ、休学者総数に占める経済的理由による休学者数の割合は0.7%減少。

◆平成20年度

・休学者総数(47,713人)

・うち、経済的理由による休学者数:7,034人(14.7%)

◆平成19年度

・休学者総数(45,577人)

・うち、経済的理由による休学者数:7,028人(15.4%)

3. 大学等における取組状況

(1) 学生からの相談状況

◆「平成19年度末に比べ、経済的支援に関する学生からの相談件数が増加している」と回答する大学等の割合が約72%。

(2) 経済的支援措置の有無

◆約63%(774件)の大学等が、経済的支援策を実施。

(3) 学生の経済的支援措置ニーズへの対応

◆約48%(584校)の大学等が、学生の経済的支援措置へのニーズに応えられていると回答。

一方、ニーズに応えられていないとする大学等も約23%(284校)存在。

大学・大学院⑥ 大学院生に対する経済的支援について

生活費相当額(15万円以上)の経済的支援を受ける者の割合は、米国に比して少ない。

| 国名 | 事業 | 事業主体 | 支給額の目安 | 形態 | 受給者数 (括弧内は大学院学生数に対する割合) |
|------------------------|------------------|------------------|-----------------------|----|----------------------------------|
| 日本 (2006) | フェローシップ | 日本学術振興会 | 一人当たり月額20万円 | 給付 | 0.4万人(1.6%) (予算上の定員) |
| | ティーチング アシスタント | 大学 | 一人当たり月額 4.3万円(※1) | 給付 | 7.4万人(28.4%) |
| | リサーチ アシスタント | 大学 | 一人当たり月額 10.3万円(※2) | 給付 | 1.0万人(4.0%) |
| アメリカ (2005) (※3) | フェローシップ | ①連邦政府 ②大学・州など | 授業料+生活費相当額 | 給付 | ① 0.8万人(2.1%) ② 2.8万人(6.9%) |
| | トレーニーシップ | ①連邦政府 ②大学・州など | 授業料+生活費相当額 | 給付 | ① 0.9万人(2.4%) ② 0.5万人(1.2%) |
| | リサーチ アシスタント | ①連邦政府 ②大学・州など | 授業料+生活費相当額 | 給付 | ① 5.8万人(14.3%) ② 5.6万人(13.8%) |
| | ティーチング アシスタント | ①連邦政府 ②大学・州など | 授業料+α | 給付 | ① 0.2万人(0.4%) ② 7.2万人(17.9%) |

} 40.7%

・日本の大学院学生数: 26.1万人(2006)
・米国の大学院学生数: 40.7万人(2005)

※1 平成15年度国立学校特別会計
 ※2 平成19年度グローバルCOE採択拠点の平均値
 ※3 科学及び工学分野のフルタイム大学院学生を対象